

第4回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日 時 令和8年3月13日（金）

午後1時30分から3時30分まで

会 場 松本クリーンセンター3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 講 演

4 議 事

(1) 今後の専門部会の協議項目及び進め方について

(資料1：諮問項目に対する検討項目と検討順序（事務局案）)

(2) 答申案作成に向けた制度内容等の検討について

《検討順序が事務局案で決まった場合の資料として》

(資料2：ごみ種(品目)別の料金徴収方法・手数料の金額設定(料金体系)に係る検討表)

(資料2別添：1世帯における費用負担のイメージ)

(3) 次回の専門部会について

(4) その他

※ 検討を通して使用する資料【②③④は毎回使用するため、ご持参ください。】

① 制度内容検討資料1（制度内容の検討状況一覧表）※更新したものを毎回配布

② 制度内容検討資料2（自治体アンケート結果概要版）

③ 制度内容検討資料3（一般廃棄物処理有料化の手引き）

④ 制度内容検討資料4（令和8年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方）

5 閉 会

諮問項目に対する検討項目と検討順序（事務局案）

資料 1

今回の専門部会で決めること ①第9回及び第10回の専門部会で答申（案）を作成するため、第4回専門部会以降に検討する項目を決めていただきます。
②あわせて、決めた検討項目をどのタイミングの専門部会で検討するのかという検討順を決めていただきます。

| 諮問項目 | 答申（案）作成までに検討する項目 | 検討順 | 検討順の理由 | 自治体アンケート項目との関連性 | 自治体アンケート結果の概要 | 検討資料2ページ番号 |
|---|--|-----|---|-----------------|--|----------------|
| 【諮問重点項目1】 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組みと導入効果 | 手数料を徴収するごみ種 ・可燃ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、資源物 など | 先 | 対象となるごみ種は、制度の根幹をなす部分であるため。 | 調査票2-問3問12 | ・有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。 ・可燃ごみを単独で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみと組み合わせで有料化を導入している。 ・最も多い組み合わせは「可燃+不燃」で26自治体となっている。 ・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。 ・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃+不燃」となっている。 | P1～6 P13～23 |
| | 手数料の徴収方法 ・指定ごみ袋方式 ・シール貼付方式 など | 先 | 手数料の徴収方法は、制度の根幹をなす部分であるため。 | 調査票2-問4 | ・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。 ・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。 ○可燃ごみ 4種類 5～40L ○不燃ごみ 4種類 5～40L ○プラスチック類 2種類 10～50L ○生ごみ 3種類 2～17L ・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（9自治体）、「袋に入らないごみ」（5自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。 | P7～12 |
| | 根拠を含めた手数料の金額設定 （料金体系） ・〇L当たり〇円 ・10枚まで無料、以降〇L当たり〇円 など | 先 | 手数料の金額設定は、制度の根幹をなす部分であるため。 | 調査票2-問3問12 | ・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型（均一従量制）で34自治体となっている。 ・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。 ・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。 ・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が1円から9,900円まで様々であった。 ・シールの料金設定は、3種類以上で段階的に設定している自治体が多い（6自治体）が、1種類、2種類としている自治体（5自治体）と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い（6自治体）。 ・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。 | P1～6 P13～23 |
| | 手数料の使途の設定の有無 | 先 | 徴収した手数料を何に使用すべきか決定することは、市民との合意形成にもつながる可能性があるため。 | 調査票2-問7 | ・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。 ・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。 | P24 |
| | 減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲 | 先 | 手数料の金額設定と併せて検討すべき事項であると考えられるため。 | 調査票2-問8 | ・減免制度は、約80パーセントの自治体で導入（対象38自治体のうち、30自治体で制度ありと回答）。 ・減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。 ・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（6自治体）。 ・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。 ①生活保護受給世帯 ②乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯 ③紙おむつ使用者（高齢者・障害者） ④児童扶養手当受給世帯 ⑤障害者手帳所持世帯（市民税非課税） | P25～28 |
| | 制度の見直し方法 | 後 | まずは、制度の内容について議論する必要があると考えられるため。 | 調査票2-問9 | ・有料化実施の「制度変更あり」が、18自治体/38自治体（47パーセント） ・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。 ・変更内容は以下のとおり。 ○サイズ追加： 八王子市（不燃5Lミニサイズ追加） 松江市（可燃10L追加） 岸和田市（30L袋追加） ○制度方式変更： 佐世保市（シール貼付→補助券） 久留米市（可燃と不燃の兼用化） | P29～30 |
| | ごみステーション等への排出の方法 ・規定を超えるサイズのごみの出し方 など | 先 | | 調査票2-問4 | ・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。 ①粗大ごみ収集 ②直接搬入 ③シール添付 | P31 |
| | 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 | 先 | 対象となるごみ種や手数料の徴収方法と併せて検討すべき事項であると考えられるため。 | 調査票2-問18 | （同時に実施した取組内容） ① 収集方法の変更 ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市） ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。 ② 分別方法の変更 ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。 ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。 ③ 収集頻度の変更 ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの回収回数減とする自治体が見られた。 ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。 ④ その他の取組 ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。 （すこやかサポート事業・ふれあい収集） ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金（松本市実施済）の補助額を増額した自治体もある。 | P32～36 |

| 諮問項目 | 答申（案）作成までに検討する項目 | 検討順 | 検討順の理由 | 自治体アンケート項目との関連性 | 自治体アンケート結果の概要 | 検討資料2 ページ番号 |
|---|---|-----|--|----------------------------|--|----------------|
| | 市民の民意の把握 ・アンケート調査の実施 など | | 市民との合意形成の手法に移行 | — | — | — |
| 【諮問重点項目2】 市民との合意形成及び市民への周知啓発に係る手法 | 市民との合意形成の手法 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催、市民アンケート調査の実施 ・市民の利便性向上（収集回数の増加など）に係る施策の実施 ・不法投棄対策の実施方法 など | 中 | ・ 制度の実施を決定していく上では、市民の合意形成が必要不可欠となるため。 | 調査票2- 問10 問15 問16 | （住民への説明内容） ・ 住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。 ・ 「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。 （有料化実施前に寄せられた意見） ・ 有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。 ・ 次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。 （ごみステーション等への不適正排出・不法投棄） ・ 有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。 ・ 不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17自治体）。 | P37～44 |
| | 市民への周知啓発の手法 ・ 市民説明会の開催 ・ 戸別配布チラシの作成 など | 中 | ・ まずは、制度の実施における合意形成の手法について議論する必要があると考えられるため。 ・ その上で、制度の実施決定以降の周知啓発方法について検討を行うもの | 調査票2- 問14 | （周知啓発の手法） ・ 約82%の自治体が市民説明会を実施。12自治体が100回以上説明会を実施。 ・ 説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向にあった。 ・ 特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。 ・ 集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施していた。 ・ コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。 | P45～47 |
| 【諮問重点項目3】 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策 | 制度実施時に併せて実施すべき施策 | 後 | ・ まずは、制度の内容について議論する必要があると考えられるため。 ・ その上で、制度の効果を向上させるための施策が考えうる場合には、検討を行うもの | 調査票2- 問19 問20 | （減量化・再資源化施策） ・ 「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・ 有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 （不法投棄対策） ・ 不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・ 有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・ 主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなり、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 | P48～51 |

（各専門部会での検討項目）

| | 検討項目 | 検討項目（第3回専門部会での意見を受けての事務局案） |
|--------------------------|------|---|
| 第4回専門部会 （令和8年3月を予定） | | ・ 手数料を徴収するごみ種 ・ 手数料の徴収方法 ・ 根拠を含めた手数料の金額設定（料金体系） ・ ごみステーション等への排出の方法 ・ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 |
| 第5回専門部会 （令和8年5月を予定） | | ・ 手数料を徴収するごみ種 ・ 手数料の徴収方法 ・ 根拠を含めた手数料の金額設定（料金体系） ・ ごみステーション等への排出の方法 ・ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 |
| 第6回専門部会 （令和8年7月頃を予定） | | ・ 手数料の用途の設定の有無 ・ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲 |
| 第7回専門部会 （令和8年9月頃を予定） | | ・ 市民との合意形成の手法 ・ 市民への周知啓発の手法 |
| 第8回専門部会 （令和8年10月頃を予定） | | ・ 制度の見直し方法 ・ 制度実施時に併せて実施すべき施策 |

ごみ種（品目）別の料金徴収方法・手数料の金額設定（料金体系）に係る検討表

| ごみ種（品目） | | 対象内外の決定 | 徴収方法 | 料金体系 | 手数料の金額 |
|---------|----------------|---|--|---|---|
| ① | 可燃ごみ | <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 一部対象（品目ごとに設定） <input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 指定袋方式 <input type="checkbox"/> シール方式 <input type="checkbox"/> 指定袋・シール併用方式 | <input type="checkbox"/> 排出量単純比例型（均一従量制） <input type="checkbox"/> 排出量多段階比例型（累進従量制） <input type="checkbox"/> 一定量無料型 <input type="checkbox"/> 負担補助組合せ型 <input type="checkbox"/> 定額制従量制併用型 | （排出量単純比例型の場合） <input type="checkbox"/> 1円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1円/ℓ <input type="checkbox"/> 1.1円～1.5円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1.5円以上～2.0円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 2円/ℓ <input type="checkbox"/> 2.1円/ℓ以上（ 円/ℓ） |
| | | | 【自治体アンケート結果】 ・指定ごみ袋方式 22市/38市 ・指定袋・シール併用方式 16市/38市 ※併用の場合には、粗大ごみや指定ごみ袋に入らないごみの排出でシールを使用するケースが主です。 | 【自治体アンケート結果】 ・可燃ごみを有料化の対象としている38市のうち、34市（89.5%）が「排出量単純比例型」を採用 ・そのほか、排出量多段階比例型が2市（5.2%）、一定量無料型が1市（2.6%）、定額制従量制併用型が1市（2.6%） | 【自治体アンケート結果】 ・1.0円/ℓ 10市/38市 ・2.0円/ℓ 8市/38市 ・1.1～1.5円/ℓ 7市/38市 |
| ② | 不燃ごみ | <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 一部対象（品目ごとに設定） <input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 指定袋方式 <input type="checkbox"/> シール方式 <input type="checkbox"/> 指定袋・シール併用方式 | <input type="checkbox"/> 排出量単純比例型（均一従量制） <input type="checkbox"/> 排出量多段階比例型（累進従量制） <input type="checkbox"/> 一定量無料型 <input type="checkbox"/> 負担補助組合せ型 <input type="checkbox"/> 定額制従量制併用型 | （排出量単純比例型の場合） <input type="checkbox"/> 1円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1円/ℓ <input type="checkbox"/> 1.1円～1.5円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1.5円以上～2.0円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 2円/ℓ <input type="checkbox"/> 2.1円/ℓ以上（ 円/ℓ） |
| | | | | | |
| ③ | 埋立ごみ | <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 一部対象（品目ごとに設定） <input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 指定袋方式 <input type="checkbox"/> シール方式 <input type="checkbox"/> 指定袋・シール併用方式 | <input type="checkbox"/> 排出量単純比例型（均一従量制） <input type="checkbox"/> 排出量多段階比例型（累進従量制） <input type="checkbox"/> 一定量無料型 <input type="checkbox"/> 負担補助組合せ型 <input type="checkbox"/> 定額制従量制併用型 | （排出量単純比例型の場合） <input type="checkbox"/> 1円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1円/ℓ <input type="checkbox"/> 1.1円～1.5円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1.5円以上～2.0円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 2円/ℓ <input type="checkbox"/> 2.1円/ℓ以上（ 円/ℓ） |
| ④ | 資源物 | <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 一部対象（品目ごとに設定） <input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 指定袋方式 <input type="checkbox"/> シール方式 <input type="checkbox"/> 指定袋・シール併用方式 | <input type="checkbox"/> 排出量単純比例型（均一従量制） <input type="checkbox"/> 排出量多段階比例型（累進従量制） <input type="checkbox"/> 一定量無料型 <input type="checkbox"/> 負担補助組合せ型 <input type="checkbox"/> 定額制従量制併用型 | （排出量単純比例型の場合） <input type="checkbox"/> 1円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1円/ℓ <input type="checkbox"/> 1.1円～1.5円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 1.5円以上～2.0円未満/ℓ（ 円/ℓ） <input type="checkbox"/> 2円/ℓ <input type="checkbox"/> 2.1円/ℓ以上（ 円/ℓ） |
| | | | | | |
| ⑤ | 粗大ごみ ※一部実施済 | <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 一部対象（品目ごとに設定） <input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 指定袋方式 <input type="checkbox"/> シール方式 <input type="checkbox"/> 指定袋・シール併用方式 | <input type="checkbox"/> 排出量単純比例型（均一従量制） <input type="checkbox"/> 排出量多段階比例型（累進従量制） <input type="checkbox"/> 一定量無料型 <input type="checkbox"/> 負担補助組合せ型 <input type="checkbox"/> 定額制従量制併用型 | 松本市の実情に応じた独自の設定が必要 |
| | | | | | |

1 世帯における費用負担のイメージ（指定ごみ袋方式で手数料を徴収する場合）

【仮定している内容】

- 1 世帯で、1 か月に使用する指定ごみ袋は以下のとおり仮定
 - ・可燃ごみ：10 枚
 - ・破碎ごみ及び埋立ごみ：各 1 枚
 - ・プラスチック資源：5 枚
- 落ち葉・剪定枝用の指定ごみ袋の使用は、考慮しない。
- 手数料は、各ごみ種で 1.0 円/L、1.5 円/L、2.0 円/L の 3 パターンを設定





【まとめ】

- いずれのごみ種も、最大容量の指定ごみ袋を使用した場合を想定
- 手数料 1.0 円/L～2.0 円/L の範囲を表示

| ごみ種のパターン | 現状（袋代のみ） | | 費用負担制度を導入した場合の例（袋代込み） | | | |
|-----------------------|----------|-----------|-----------------------|-----------------|-----------------------|--------------------|
| | 月額 | 年額 | 月額（増加分は手数料） | | 年額（増加分は手数料） | |
| 可燃ごみ | 143 円 | 1,716 円 | 443 円～743 円 | 300 円～600 円の増 | 5,316 円～8,916 円 | 3,600 円～7,200 円の増 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※） | 180.4 円 | 2,164.8 円 | 540.4 円～900.4 円 | 360 円～720 円の増 | 6,484.8 円～10,804.8 円 | 4,320 円～8,640 円の増 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※）+プラスチック資源 | 262.9 円 | 3,154.8 円 | 847.9 円～1,432.9 円 | 585 円～1,170 円の増 | 10,174.8 円～17,194.8 円 | 7,020 円～14,040 円の増 |

（※）不燃ごみ：破碎ごみ、埋立ごみ

【参考（現状の指定ごみ袋の種類等）】

| | 可燃ごみ | | 落ち葉・剪定枝用 | | 破碎・埋立ごみ | | プラスチック資源 | | |
|-------|---|------------|---|-------------|---|-------------|---|------------|------------|
| | 容量 | 材質 | 容量 | 材質 | 容量 | 材質 | 容量 | 材質 | 容量 |
| 容量 | 30 L | 15 L | 70 L | 45 L | 30 L | 15 L | 45 L | 30 L | 15 L |
| 材質 | 高密度ポリエチレン | | 低密度ポリエチレン | | 低密度ポリエチレン | | 高密度ポリエチレン | | |
| 厚さ | 0.025 mm 以上 | 0.02 mm 以上 | 0.045 mm 以上 | 0.035 mm 以上 | 0.035 mm 以上 | 0.035 mm 以上 | 0.02 mm 以上 | 0.02 mm 以上 | 0.02 mm 以上 |
| デザイン |  | |  | |  | |  | | |
| 印刷文字色 | 赤色 | | 緑色 | | 青色 | | 黄色 | | |

【算出根拠】 1世帯における費用負担のイメージ（指定ごみ袋方式で手数料を徴収する場合）

【現状：袋代のみ】

| ごみ種 | 指定ごみ袋 容量 | 袋代 | | | |
|----------|-------------|-------|-----------------|--------|--------------|
| | | 月額 | | 年額 | |
| 可燃ごみ | 30L | 143円 | 13円/枚×1.1×10枚/月 | 1,716円 | 143円/月×12か月 |
| | 15L | 88円 | 8円/枚×1.1×10枚/月 | 1,056円 | 88円/月×12か月 |
| 破碎ごみ | 30L | 18.7円 | 17円/枚×1.1×1枚/月 | 224.4円 | 18.7円/月×12か月 |
| | 15L | 17.6円 | 16円/枚×1.1×1枚/月 | 211.2円 | 17.6円/月×12か月 |
| 埋立ごみ | 30L | 18.7円 | 17円/枚×1.1×1枚/月 | 224.4円 | 18.7円/月×12か月 |
| | 15L | 17.6円 | 16円/枚×1.1×1枚/月 | 211.2円 | 17.6円/月×12か月 |
| プラスチック資源 | 45L | 82.5円 | 15円/枚×1.1×5枚/月 | 990円 | 82.5円/月×12か月 |
| | 30L | 71.5円 | 13円/枚×1.1×5枚/月 | 858円 | 71.5円/月×12か月 |
| | 15L | 44円 | 8円/枚×1.1×5枚/月 | 528円 | 44円/月×12か月 |

指定ごみ袋の1枚当たりの価格は、過去に使用していた標準価格を採用

【家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入した場合の例：手数料+袋代】

| ごみ種 | 指定ごみ袋 容量 | 手数料 | 月額 | | | 年額 | | | | |
|----------|-------------|----------------------|--------|--------|---------------|-------|--------|--------|---------------|--------|
| | | | 合計 | 手数料 | 袋代 | 合計 | 手数料 | 袋代 | | |
| 可燃ごみ | 30L | 1.0円/L 1枚当たり30円 | 443円 | 300円 | 30円/枚×10枚/月 | 143円 | 5,316円 | 3,600円 | 300円/月×12か月 | 1,716円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり45円 | 593円 | 450円 | 45円/枚×10枚/月 | | 7,116円 | 5,400円 | 450円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり60円 | 743円 | 600円 | 60円/枚×10枚/月 | | 8,916円 | 7,200円 | 600円/月×12か月 | |
| | 15L | 1.0円/L 1枚当たり15円 | 238円 | 150円 | 15円/枚×10枚/月 | 88円 | 2,856円 | 1,800円 | 150円/月×12か月 | 1,056円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり22.5円 | 313円 | 225円 | 22.5円/枚×10枚/月 | | 3,756円 | 2,700円 | 225円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり30円 | 388円 | 300円 | 30円/枚×10枚/月 | | 4,656円 | 3,600円 | 300円/月×12か月 | |
| 破碎ごみ | 30L | 1.0円/L 1枚当たり30円 | 48.7円 | 30円 | 30円/枚×1枚/月 | 18.7円 | 584.4円 | 360円 | 30円/月×12か月 | 224.4円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり45円 | 63.7円 | 45円 | 45円/枚×1枚/月 | | 764.4円 | 540円 | 45円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり60円 | 78.7円 | 60円 | 60円/枚×1枚/月 | | 944.4円 | 720円 | 60円/月×12か月 | |
| | 15L | 1.0円/L 1枚当たり15円 | 32.6円 | 15円 | 15円/枚×1枚/月 | 17.6円 | 391.2円 | 180円 | 15円/月×12か月 | 211.2円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり22.5円 | 40.1円 | 22.5円 | 22.5円/枚×1枚/月 | | 481.2円 | 270円 | 22.5円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり30円 | 47.6円 | 30円 | 30円/枚×1枚/月 | | 571.2円 | 360円 | 30円/月×12か月 | |
| 埋立ごみ | 30L | 1.0円/L 1枚当たり30円 | 48.7円 | 30円 | 30円/枚×1枚/月 | 18.7円 | 584.4円 | 360円 | 30円/月×12か月 | 224.4円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり45円 | 63.7円 | 45円 | 45円/枚×1枚/月 | | 764.4円 | 540円 | 45円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり60円 | 78.7円 | 60円 | 60円/枚×1枚/月 | | 944.4円 | 720円 | 60円/月×12か月 | |
| | 15L | 1.0円/L 1枚当たり15円 | 32.6円 | 15円 | 15円/枚×1枚/月 | 17.6円 | 391.2円 | 180円 | 15円/月×12か月 | 211.2円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり22.5円 | 40.1円 | 22.5円 | 22.5円/枚×1枚/月 | | 481.2円 | 270円 | 22.5円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり30円 | 47.6円 | 30円 | 30円/枚×1枚/月 | | 571.2円 | 360円 | 30円/月×12か月 | |
| プラスチック資源 | 45L | 1.0円/L 1枚当たり45円 | 307.5円 | 225円 | 45円/枚×5枚/月 | 82.5円 | 3,690円 | 2,700円 | 225円/月×12か月 | 990円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり67.5円 | 420円 | 337.5円 | 67.5円/枚×5枚/月 | | 5,040円 | 4,050円 | 337.5円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり90円 | 532.5円 | 450円 | 90円/枚×5枚/月 | | 6,390円 | 5,400円 | 450円/月×12か月 | |
| | 30L | 1.0円/L 1枚当たり30円 | 221.5円 | 150円 | 30円/枚×5枚/月 | 71.5円 | 2,658円 | 1,800円 | 150円/月×12か月 | 858円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり45円 | 296.5円 | 225円 | 45円/枚×5枚/月 | | 3,558円 | 2,700円 | 225円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり60円 | 371.5円 | 300円 | 60円/枚×5枚/月 | | 4,458円 | 3,600円 | 300円/月×12か月 | |
| | 15L | 1.0円/L 1枚当たり15円 | 119円 | 75円 | 15円/枚×5枚/月 | 44円 | 1,428円 | 900円 | 75円/月×12か月 | 528円 |
| | | 1.5円/L 1枚当たり22.5円 | 156.5円 | 112.5円 | 22.5円/枚×5枚/月 | | 1,878円 | 1,350円 | 112.5円/月×12か月 | |
| | | 2.0円/L 1枚当たり30円 | 194円 | 150円 | 30円/枚×5枚/月 | | 2,328円 | 1,800円 | 150円/月×12か月 | |

【参考（近隣他市の事例）】

【仮定している内容】

- 1世帯で、1か月に使用する指定ごみ袋は以下のとおり仮定
 - ・可燃ごみ：10枚
 - ・不燃ごみ：1枚（塩尻市）、2枚（安曇野市、金属類も不燃ごみの指定ごみ袋を使用するため）
 - ・プラスチック資源：5枚
 - ・資源物：1枚（安曇野市のみ）
- 指定ごみ袋の容量は、まとめて想定した容量（いずれのごみ種も、現状の松本市における指定ごみ袋の最大容量。ただし、該当が無い場合には、サイズの大きい容量）の場合と仮定
- 袋代は、松本市で類似する指定ごみ袋の金額と同額に設定（同一のごみ種がない安曇野市における資源物の指定ごみ袋は、不燃ごみと同額に設定）

（塩尻市）

| ごみ種のパターン | 月額 | 年額 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 可燃ごみ | 765円 | 9,180円 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※） | 843.7円 | 10,124.4円 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※）+プラスチック資源 | 926.2円 | 11,114.4円 |

（※）不燃ごみ：埋立ごみ（なお、破碎ごみという分別区分がない。）

| ごみ種 | 指定ごみ袋 容量 | 手数料 | 月額 | | | 年額 | | | | |
|----------|-------------|---------------------|-------|------|-------------|-------|--------|--------|-------------|--------|
| | | | 合計 | 手数料 | 袋代 | 合計 | 手数料 | 袋代 | | |
| 可燃ごみ | 45L | 1.33円/L 1枚当たり60円 | 765円 | 600円 | 60円/枚×10枚/月 | 165円 | 9,180円 | 7,200円 | 600円/月×12か月 | 1,980円 |
| 不燃ごみ（※） | 30L | 2.0円/L 1枚当たり60円 | 78.7円 | 60円 | 60円/枚×1枚/月 | 18.7円 | 944.4円 | 720円 | 60円/月×12か月 | 224.4円 |
| プラスチック資源 | 45L | 無料 | 82.5円 | 無料 | | 82.5円 | 990円 | 無料 | | 990円 |

（※）不燃ごみ：埋立ごみ（なお、破碎ごみという分別区分がない。）

（安曇野市）

| ごみ種のパターン | 月額 | 年額 |
|--------------------------------|--------|----------|
| 可燃ごみ | 443円 | 5,316円 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※1） | 480.4円 | 5,764.8円 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※1）+プラスチック資源 | 562.9円 | 6,754.8円 |
| 可燃ごみ+不燃ごみ（※1）+プラスチック資源+資源物（※2） | 581.6円 | 6,979.2円 |

（※1）不燃ごみ：埋立ごみ、金属類（缶除く。）（なお、破碎ごみという分別区分がない。） （※2）資源物：布類

| ごみ種 | 指定ごみ袋 容量 | 手数料 | 月額 | | | 年額 | | | | |
|----------|-------------|--------------------|-------|------|-------------|-------|--------|--------|-------------|--------|
| | | | 合計 | 手数料 | 袋代 | 合計 | 手数料 | 袋代 | | |
| 可燃ごみ | 30L | 1.0円/L 1枚当たり30円 | 443円 | 300円 | 30円/枚×10枚/月 | 143円 | 5,316円 | 3,600円 | 300円/月×12か月 | 1,716円 |
| 不燃ごみ（※1） | 30L | 無料 | 37.4円 | 無料 | | 37.4円 | 448.8円 | 無料 | | 448.8円 |
| プラスチック資源 | 50L | 無料 | 82.5円 | 無料 | | 82.5円 | 990円 | 無料 | | 990円 |
| 資源物（※2） | 30L | 無料 | 18.7円 | 無料 | | 18.7円 | 224.4円 | 無料 | | 224.4円 |

（※1）不燃ごみ：埋立ごみ、金属類（缶除く。）（なお、破碎ごみという分別区分がない。） （※2）資源物：布類

- 制度導入の必要性
- 将来の目指す姿（イメージ図）
- 制度内容の検討状況一覧表（第4回）

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を検討する上での考え方（制度導入の必要性）

ごみを減らす前提

ごみ処理の目的

ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』

安定的とは、公衆衛生が保たれ、公害の発生がなく、適正に継続的なごみ処理が行われている状態

- ・ごみ（廃棄物）の『安定的な処理』を行ううえでは、①最終処分場の延命化が必要
 - ・持続可能な社会を実現するために、②地球温暖化の防止、③限られた資源の有効活用を行うことは、ごみ（廃棄物）の処理を行ううえでも最重要課題
- ➡ ①、②、③を実現していくためには、『ごみの減量化』が必要不可欠

松本市の背景

①ごみの排出量に関する状況

- ・1人1日当たりの排出量が他市と比べ多い。（中核市、人口同規模自治体（17～29万人）、県内19市比較）
- ・可燃ごみの中には、食品ロスなどのもったいないものや資源物が、36.4パーセントも含まれている。

②ごみ処理経費に関する状況

- ・1人当たりのごみ処理経費は他市と比べ高いわけではないが、新ごみ処理施設及び最終処分場の建設に多額の費用がかかるとともに、低い経費のままで今後安定的なごみ処理ができるか不透明。

ごみの減量、再資源化の必要性

次世代にさらなる経済的負担を強いることとなることから、「最終処分場の延命化、地球温暖化の防止」に対する対策を少しでも早く講じなければならない。

（用途によっては、市民サービスの向上や廃棄物処理施設の維持・更新等の財源確保にもつながる。）

↓
ごみの排出抑制、再生利用の推進（焼却ごみの減少、資源の有効活用）が必要。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入

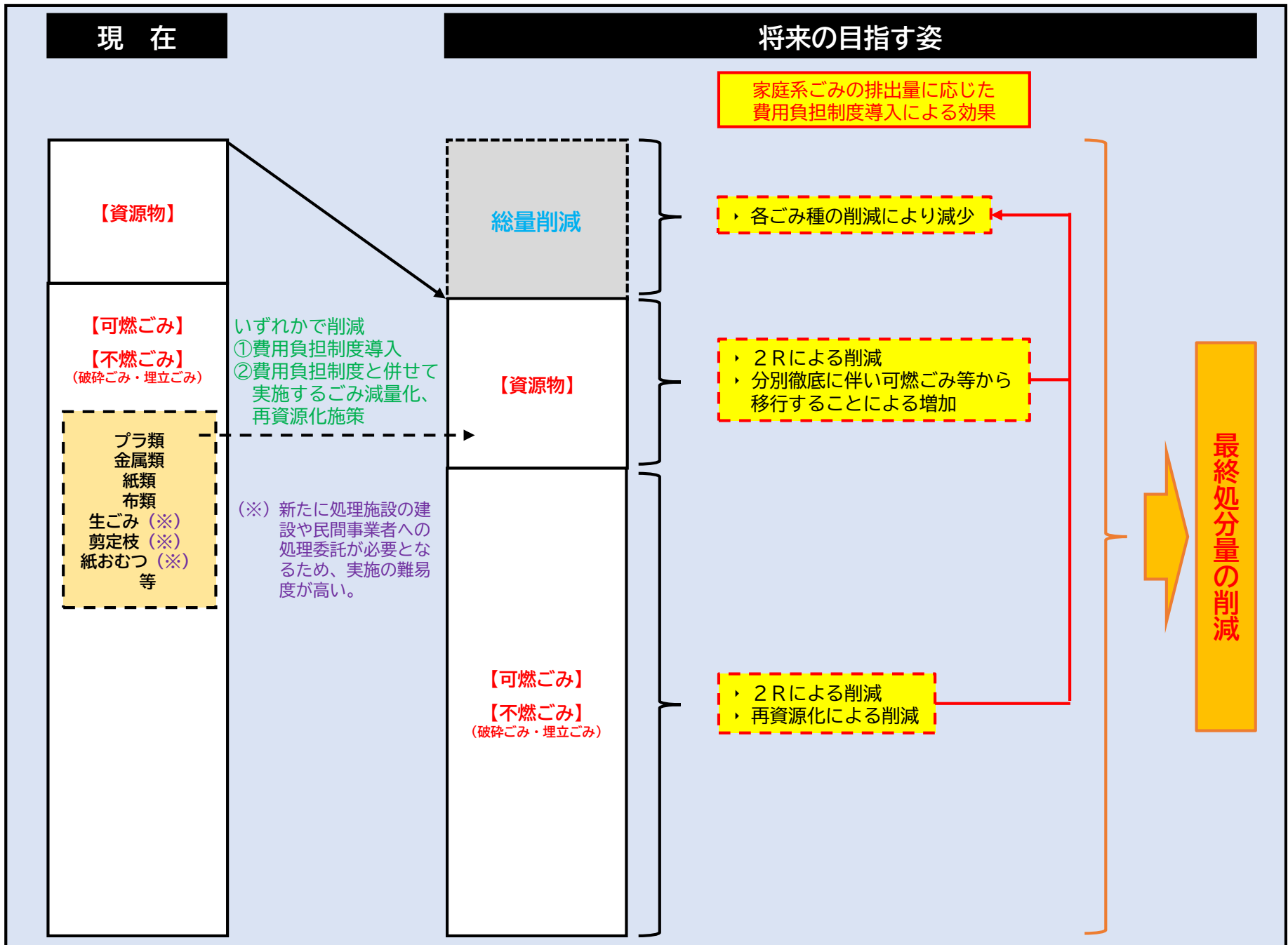
【制度の目的及び期待する効果（※）】 ※環境省の有料化の手引き抜粋

- ①ごみの排出抑制や再生利用の推進
⇒ 焼却施設や最終処分場などの施設の規模や整備時期にも影響
- ②排出量に応じた負担の公平化
- ③住民や事業者の意識改革
- ④その他（処理費用の低減、脱炭素社会の実現、廃棄物処理施設の維持・更新等に係る財源確保 など）

【専門部会での検討の流れ（制度の導入は前提）】

- ①制度の根幹部分の検討
（対象ごみ種、徴収方法、手数料金額及び用途など）
- ②他の制度内容の検討
（減免制度、ごみステーションへの排出方法）
- ③市民との合意形成、市民周知に係る手法の検討
- ④制度実施時に併せて実施すべき施策の検討

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の導入による将来の目指す姿（イメージ図）



制度内容の検討状況一覧表

| 専門部会 検討時期 | 答申(案)作成までに検討する項目 | 考え方のポイント | 自治体アンケート結果の概要 (第4回専門部会資料1別添からの転記) | その他参考となる資料 (環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等) | 専門部会での検討結果まとめ |
|--------------|---|---|---|--|---------------|
| 第4回 第5回 | ① 手数料を徴収するごみ種 ・可燃ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、 資源物 など | ■ごみの減量化に効果がある対象品目の設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる対象品目の設定となっていないか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)対象品目の設定となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な対象品目の設定となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。) | ・有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。 ・可燃ごみを単独で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみと組み合わせで有料化を導入している。 ・最も多い組み合わせは「可燃+不燃」で26自治体となっている。 ・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。 ・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種(可燃ごみ)」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃+不燃」となっている。 【該当ページ】P1~6、P13~23 | (品目別の有料化を実施している自治体割合) ・可燃ごみ 有料化62.4パーセント、一部有料化1.1パーセント ・不燃ごみ 有料化50.4パーセント、一部有料化0.9パーセント ・資源物 有料化25.6パーセント、一部有料化1.7パーセント ・粗大ごみ 有料化72.8パーセント、一部有料化2.6パーセント ・その他のごみ 有料化14.1パーセント、一部有料化1.4パーセント ⇒ 有料化している品目で多いのは、粗大ごみ>可燃ごみ>不燃ごみ>資源物>その他のごみの順である。 【手引き該当ページ】P21 | |
| 第4回 第5回 | ② 手数料の徴収方法 ・指定ごみ袋方式 ・シール貼付方式 など | ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■市民にとって、手数料を支払いやすい(購入しやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 | ・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。 ・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。 ○可燃ごみ 4種類 5~40L ○不燃ごみ 4種類 5~40L ○プラスチック類 2種類 10~50L ○生ごみ 3種類 2~17L ・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」(9自治体)、「袋に入らないごみ」(5自治体)、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。 【該当ページ】P7~12 | ・指定ごみ袋方式を採用している自治体がほとんどである。 ・指定ごみ袋方式にシール方式を併用している自治体は一部あり、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものに採用されている。 【手引き該当ページ】P26~27 | |
| 第4回 第5回 | ③ 根拠を含めた手数料の金額設定 (料金体系) ・〇L当たり〇円 ・10枚まで無料、 以降〇L当たり〇円 など | ■ごみの減量化に効果がある料金体系、金額設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる金額設定となっていないか。 ■分かりやすい料金体系、金額設定となっているか。 ■公平な費用負担となっているか。 | ・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型(均一従量制)で34自治体となっている。 ・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。 ・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。 ・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が1円から9,900円まで様々であった。 ・シールの料金設定は、3種類以上で段階的に設定している自治体が多い(6自治体)が、1種類、2種類としている自治体(5自治体)と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い(6自治体)。 ・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。 【該当ページ】P1~6、P13~23 | ・可燃ごみにおける徴収方法では、「排出量単純比例型」が9割以上となっている。 ・指定ごみ袋方式を採用している自治体のほとんどが、「排出量単純比例型」である。 ・平成22年度から平成30年度に有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型における料金水準の平均は1.1円/Lである。 【手引き該当ページ】P16、P20 | |
| 第〇回 | ④ 手数料の使途の設定の有無 | | ・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。 ・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。 【該当ページ】P24 | | |
| 第〇回 | ⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲 | | ・減免制度は、約80パーセントの自治体で導入(対象38自治体のうち、30自治体で制度ありと回答)。 ・減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。 ・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多(6自治体)。 ・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。 ①生活保護受給世帯 ②乳幼児(2~3歳未満)のいる世帯 ③紙おむつ使用者(高齢者・障害者) ④児童扶養手当受給世帯 ⑤障害者手帳所持世帯(市民税非課税) 【該当ページ】P25~28 | | |
| 第〇回 | ⑥ 制度の見直し方法 | | ・有料化実施の「制度変更あり」が、18自治体/38自治体(47パーセント) ・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。 ・変更内容は以下のとおり。 ○サイズ追加： 八王子市(不燃5Lミニサイズ追加) 〇制度方式変更： 佐世保市(シール貼付→補助券) 松江市(可燃10L追加) 久留米市(可燃と不燃の兼用化) 岸和田市(30L袋追加) 【該当ページ】P29~30 | | |
| 第4回 第5回 | ⑦ ごみステーション等への排出の方法 ・規定を超えるサイズのごみの 出し方 など | ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。) | ・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。 ①粗大ごみ収集 ②直接搬入 ③シール添付 【該当ページ】P31 | ・一部の自治体で、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものにシール方式が採用されている。 【手引き該当ページ】P26~27 | |
| 第4回 第5回 | ⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 | ■ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。) | (同時に実施した取組内容) ① 収集方法の変更 ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い(6市) ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」(松本市実施済)などとなった。 ② 分別方法の変更 ・有料化と同時に資源物(プラ製容器包装、剪定枝など)の分別を開始した自治体が多い。 ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。 ③ 収集頻度の変更 ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。 ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。 ④ その他の取組 ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。 (すこやかサポート事業・ふれあい収集) ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金(松本市実施済)の補助額を増額した自治体もある。 【該当ページ】P32~36 | - | |

制度内容の検討状況一覧表

| 専門部会 検討時期 | 答申(案)作成までに検討する項目 | 考え方のポイント | 自治体アンケート結果の概要 (第4回専門部会資料1別添からの転記) | その他参考となる資料 (環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等) | 専門部会での検討結果まとめ |
|--------------|---|----------------|---|------------------------------------|---------------|
| | 市民の民意の把握 ・アンケート調査の実施 など | 市民との合意形成の手法に移行 | — | — | — |
| 第〇回 ⑨ | 市民との合意形成の手法 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催 ・市民アンケート調査の実施 ・市民の利便性向上(収集回数 の増加など)に係る施策の実施 ・不法投棄対策の実施方法 など | | (住民への説明内容) ・住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。 ・「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。 (有料化実施前に寄せられた意見) ・有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念(不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策)が最も多く、有料化への反対意見(有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担)、経済的負担への不満(増税ではないか、手数料が高い)の順で多くなっていた。 ・次いで、減免措置に関する意見・要望(低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮)が多かった。 (ごみステーション等への不適正排出・不法投棄) ・有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。 ・不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多(17自治体)。 【該当ページ】P37~44 | | |
| 第〇回 ⑩ | 市民への周知啓発の手法 ・市民説明会の開催 ・戸別配布チラシの作成 など | | (周知啓発の手法) ・約82パーセントの自治体が市民説明会を実施。開催回数は100回以上が多数。(最多は八王子市の1,721回) ・説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向 ・特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア(TV・ラジオ・新聞等)の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。 ・集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。 ・コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。 【該当ページ】P45~47 | | |
| 第〇回 ⑪ | 制度実施時に併せて実施すべき施策 | | (減量化・再資源化施策) ・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 (不法投棄対策) ・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 【該当ページ】P48~51 | | |

自治体アンケート結果 概要版

1 家庭系ごみの有料化対象ごみ種

【対象ごみ種の調査結果】

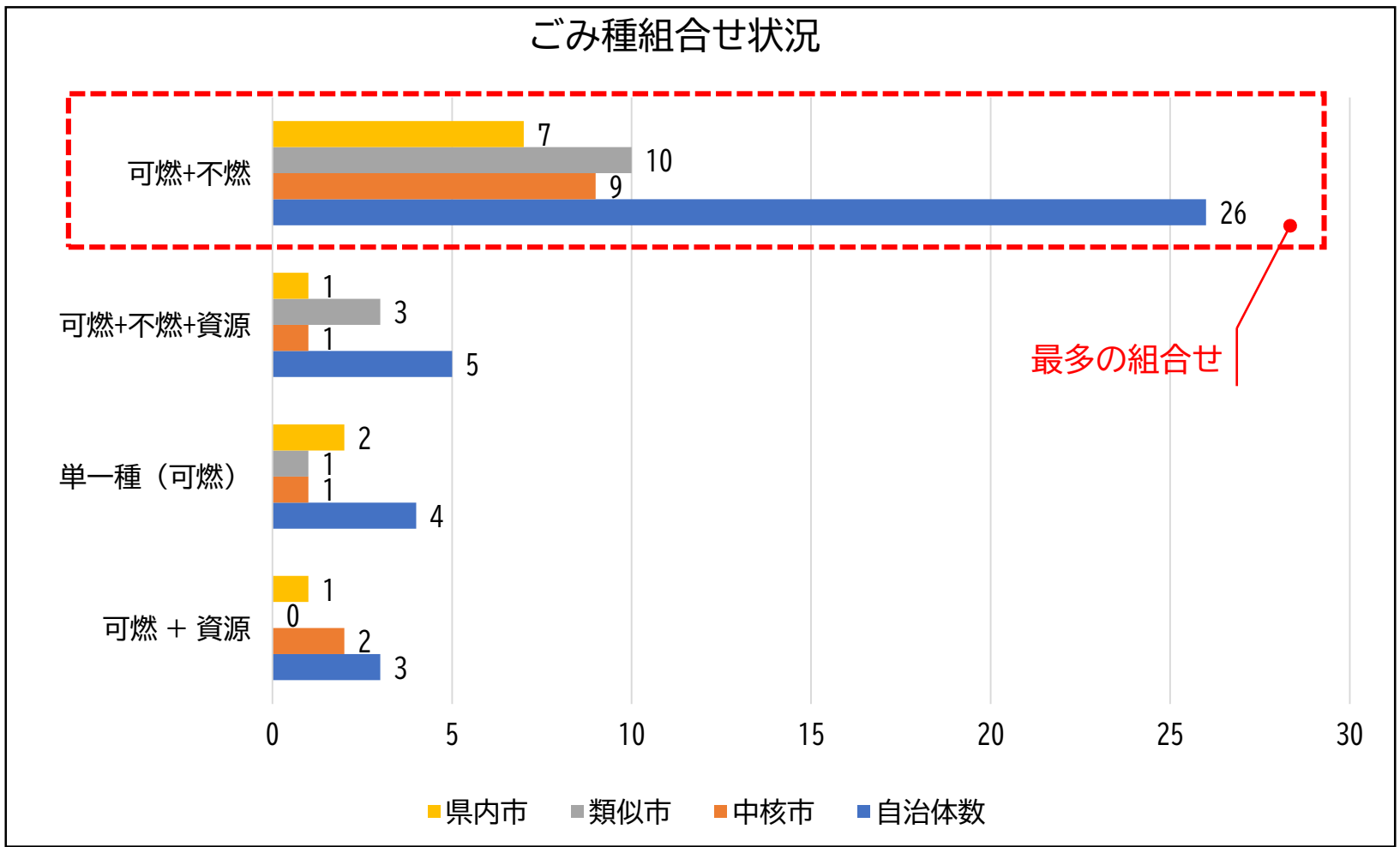
- 有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。
- 可燃ごみを「単独」で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみ種と組み合わせて有料化を導入している。
- 最も多い組み合わせは「可燃+不燃」で26自治体となっている。
- プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。
- 最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃+不燃」となっている。

① 有料化実施済市のごみ種組合せの状況（対象：実施済市 38市）

| ごみ種組合せ | 自治体数 | 中核市 | 類似市 | 県内市 | 自治体名 |
|----------|------|-----|-----|-----|-------------------|
| 可燃+不燃 | 26 | 9 | 10 | 7 | |
| 可燃+不燃+資源 | 5 | 1 | 3 | 1 | 府中市、上田市 他3市 |
| 単一種（可燃） | 4 | 1 | 1 | 2 | 岸和田市、和泉市、安曇野市 他1市 |
| 可燃 + 資源 | 3 | 2 | 0 | 1 | 鳥取市、松江市、大町市 |
| 合計 | 38 | 13 | 14 | 11 | |

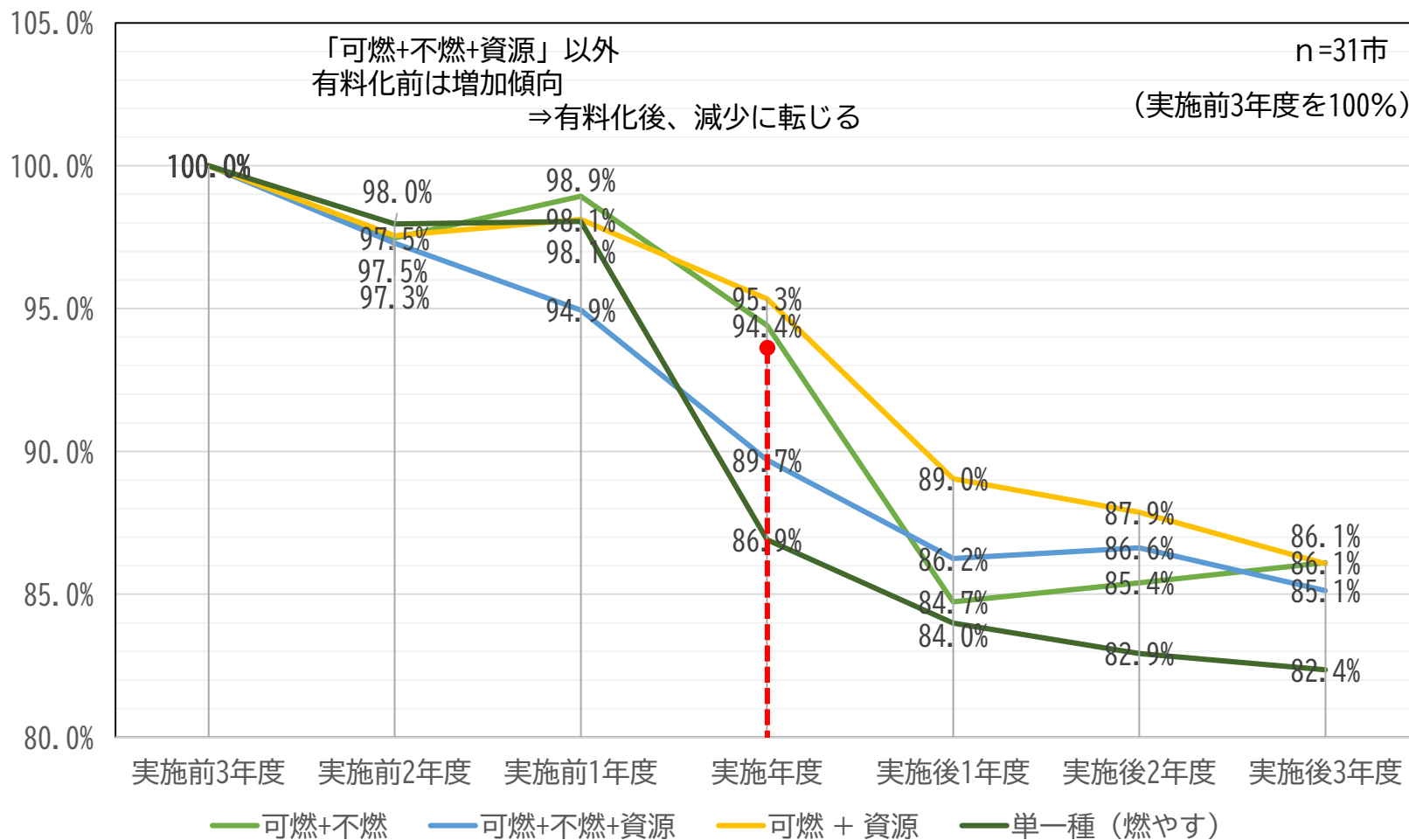
※不燃には、破碎ごみ、埋立ごみを含む。

※資源（プラ製容器包装、紙製容器包装、金属類、小型家電など）



■ 実施前3年度から実施後3年度の1人1日当たりの総ごみ量の推移

実施前後の1人1日当たりの総ごみ量平均（実施前3年度比）



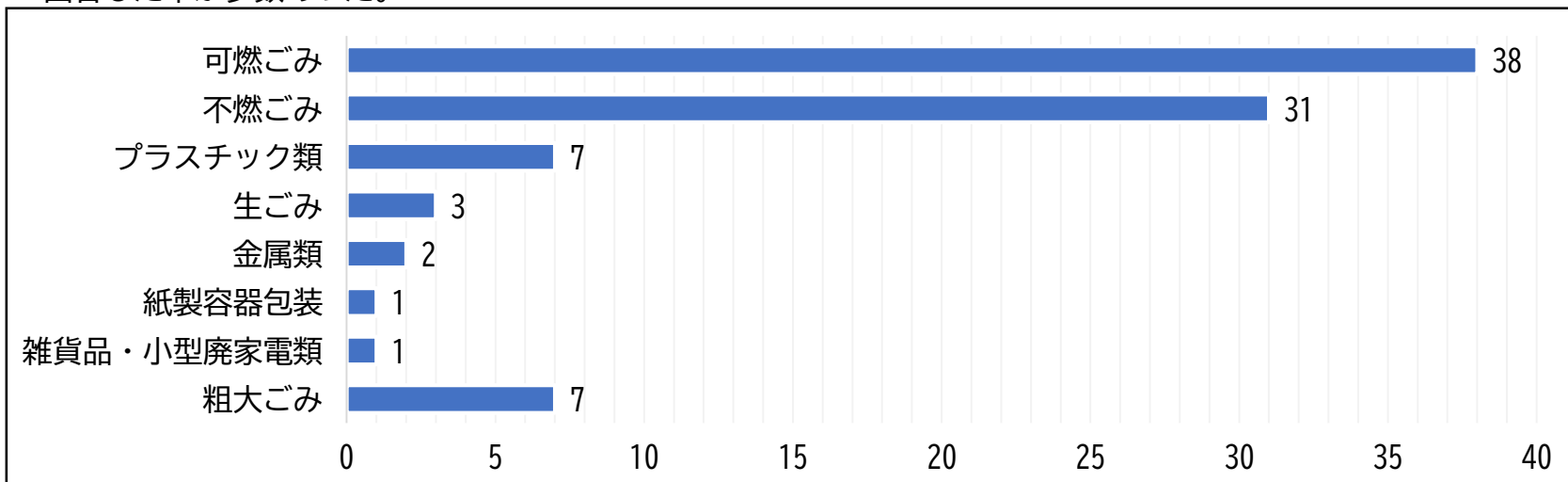
② 有料化のごみ種（対象：実施済市 38市）

| ごみ種 | | 回答数 | 割合(%) |
|-------------------|------------|-----|--------|
| 可燃ごみ（燃やせる・燃やす） | | 38 | 100.0% |
| 不燃ごみ（燃やせない・燃やさない） | | 31 | 81.6% |
| 資源物 (36.8%) | プラスチック類 | 7 | 18.4% |
| | 生ごみ | 3 | 7.9% |
| | 金属類 | 2 | 5.3% |
| | 雑貨品・小型廃家電類 | 1 | 2.6% |
| | 紙製容器包装 | 1 | 2.6% |
| 粗大ごみ | | 7 | 18.4% |

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

※不燃には、破碎ごみ、埋立ごみを含む。

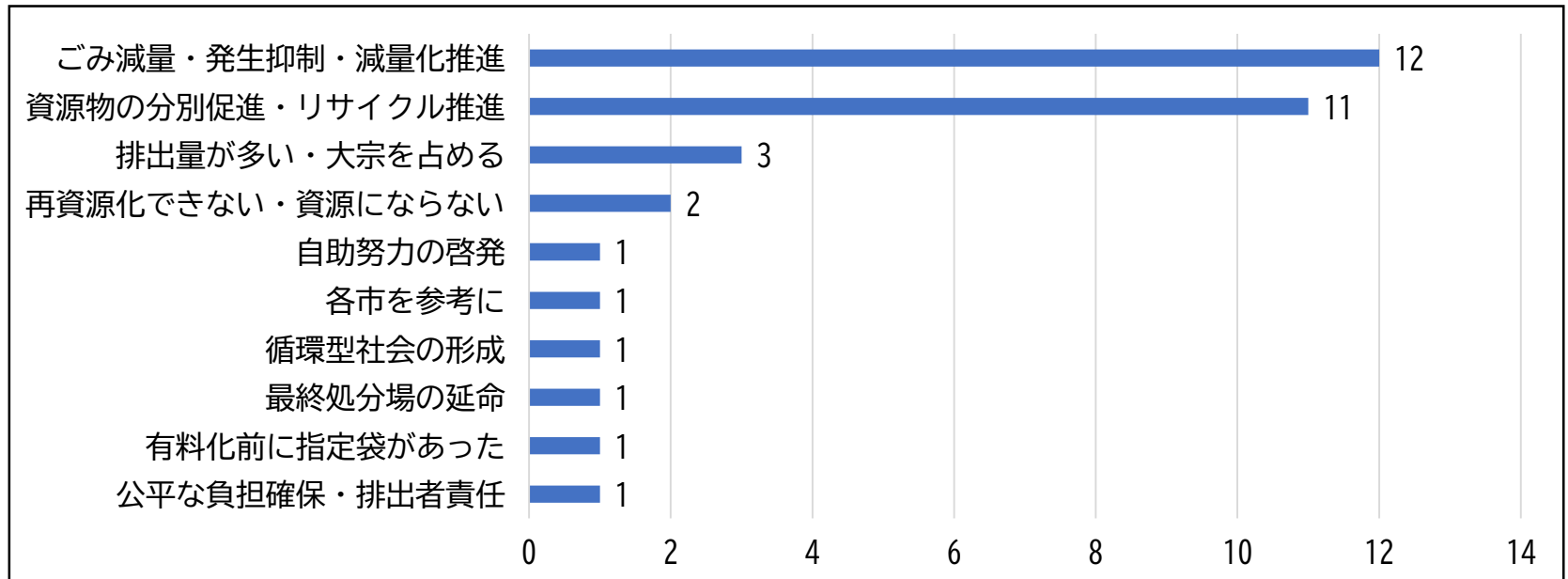
※粗大ごみは、今回のアンケートで有料対象であると回答してきた自治体数。粗大ごみは有料回収となっているが、有料化対象ごみ種ではないと回答した市が多数あった。



③ 「可燃ごみ」を有料化対象のごみ種とした理由

| 理由の分類 | 回答数 | 割合(%) |
|------------------|-----|-------|
| ごみ減量・発生抑制・減量化推進 | 12 | 32.4% |
| 資源物の分別促進・リサイクル推進 | 11 | 29.7% |
| 排出量が多い・大宗を占める | 3 | 8.1% |
| 再資源化できない・資源にならない | 2 | 5.4% |
| 公平な負担確保・排出者責任 | 1 | 2.7% |
| 有料化前に指定袋があった | 1 | 2.7% |
| 最終処分場の延命 | 1 | 2.7% |
| 循環型社会の形成 | 1 | 2.7% |
| 各市を参考に | 1 | 2.7% |
| 自助努力の啓発 | 1 | 2.7% |

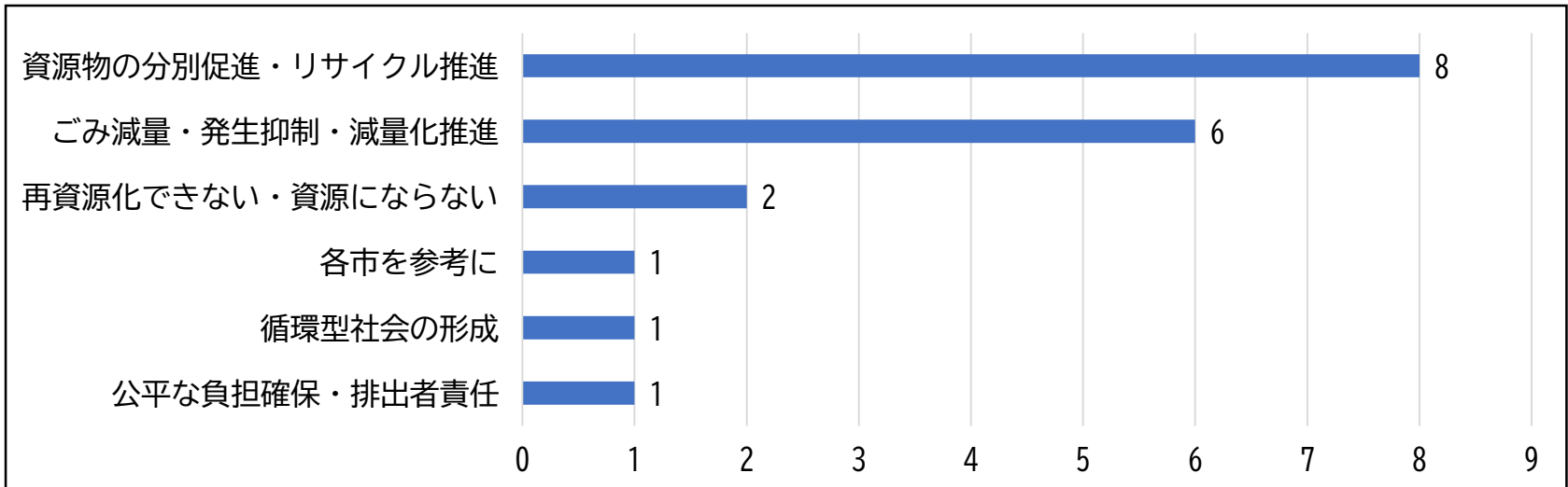
※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



④ 「不燃ごみ」を有料化対象のごみ種とした理由

| 理由の分類 | 回答数 | 割合(%) |
|------------------|-----|-------|
| 資源物の分別促進・リサイクル推進 | 8 | 40.0% |
| ごみ減量・発生抑制・減量化推進 | 6 | 30.0% |
| 再資源化できない・資源にならない | 2 | 10.0% |
| 各市を参考に | 1 | 5.0% |
| 循環型社会の形成 | 1 | 5.0% |
| 公平な負担確保・排出者責任 | 1 | 5.0% |

- 資源物の分別促進等のため、「不燃ごみ」を有料化対象とした理由が多い。
- 「可燃ごみ」は、「ごみ減量・抑制等」の理由が多数。



⑤ 「プラスチック類」を有料化対象のごみ種とした理由

- 有料化前に指定袋があったため（1件）
- レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図るため（1件）
- 資源物として分別収集、処理をするため（1件）
- ごみ処理に係る経費の一定割合（2～3割）を市民が負担（1件）
- プラスチック製容器包装の再資源化のため（1件）

1 手数料の徴収方法・採用理由等

【手数料徴収方法の調査結果】

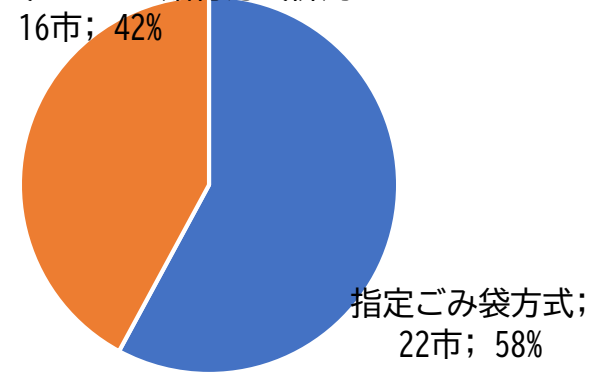
- 「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。
- 「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。
 - 可燃ごみ 4種類 5～40L
 - 不燃ごみ 4種類 5～40L
 - プラスチック類 2種類 10～50L
 - 生ごみ 3種類 2～17L
- 「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（9自治体）、「袋に入らないごみ」（5自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。

① 徴収方法

| 徴収方法 | 回答数 | 割合 |
|--------------------|-----|-------|
| 指定ごみ袋方式 | 22 | 57.9% |
| 指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用 | 16 | 42.1% |
| シール貼付方式のみ | 0 | 0.0% |
| 合計 | 38 | 100% |

※対象：38市

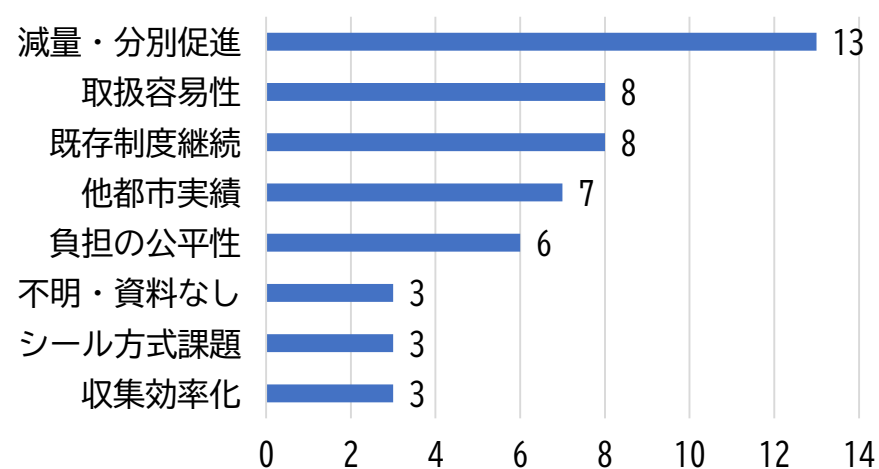
指定ごみ袋方式・シール貼付方式併用；



② 指定袋の採用理由

| 採用理由 | 回答数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 減量・分別促進 | 13 | 25.5% |
| 既存制度継続 | 8 | 15.7% |
| 取扱容易性 | 8 | 15.7% |
| 他都市実績 | 7 | 13.7% |
| 負担の公平性 | 6 | 11.8% |
| 収集効率化 | 3 | 5.9% |
| シール方式課題 | 3 | 5.9% |
| 不明・資料なし | 3 | 5.9% |

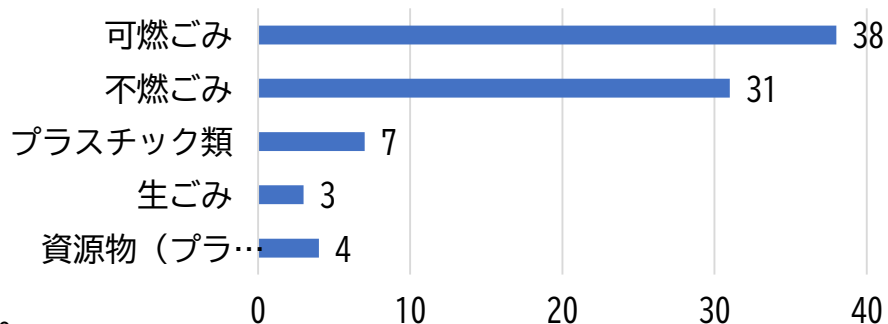
※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



③ 指定袋の対象ごみ種

| ごみ種分類 | 回答数 | 割合 |
|-------------------|-----|--------|
| 可燃ごみ | 38 | 100.0% |
| 不燃ごみ | 31 | 81.6% |
| プラスチック類 | 7 | 18.4% |
| 生ごみ | 3 | 7.9% |
| 資源物（プラスチック、生ごみ以外） | 4 | 10.5% |

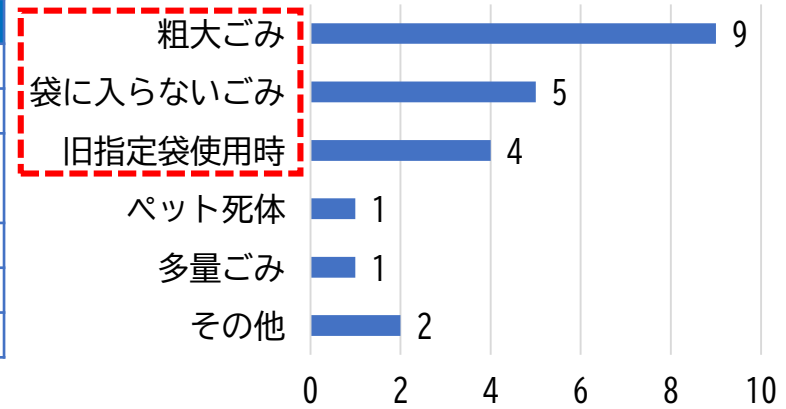
※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



④ シール添付対象ごみ種（一部自治体で併用）

| 用途 | 回答数 | 具体的内容 |
|----------|-----|----------------------|
| 粗大ごみ | 9 | 戸別収集用、サイズ別料金 |
| 袋に入らないごみ | 5 | 50cm以下、1m×1m×30cm以内等 |
| 旧指定袋使用時 | 4 | 有料化前袋の継続使用、料金差額調整 |
| 多量ごみ | 1 | 大量排出時 |
| ペット死体 | 1 | サイズ別2種 |
| その他 | 2 | 袋が10枚単位で販売のためなど |

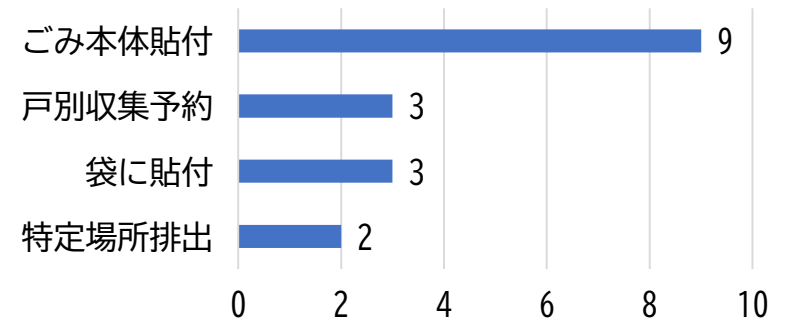
※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



⑤ シール排出方法（一部自治体で併用）

| 方法 | 回答数 |
|--------|-----|
| ごみ本体貼付 | 9 |
| 袋に貼付 | 3 |
| 戸別収集予約 | 3 |
| 特定場所排出 | 2 |

※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



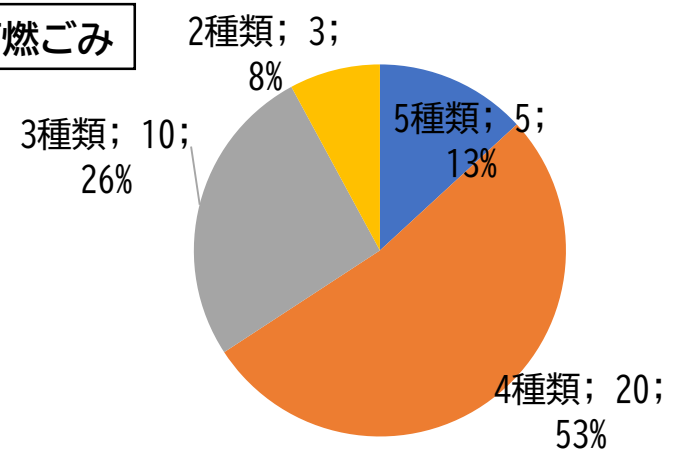
2 ごみ種別の袋のサイズ

①可燃ごみ

| サイズ種類数 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 5種類 | 5 | 13.2% |
| 4種類 | 20 | 52.6% |
| 3種類 | 10 | 26.3% |
| 2種類 | 3 | 7.9% |
| 合計 | 38 | 100% |

- ・最頻サイズ組合せ：5L・10L・20L・40L (8市)
- ・その他：5・10・20・30・40L
10・20・30・45L
10・20・30・40L (各3市)

可燃ごみ

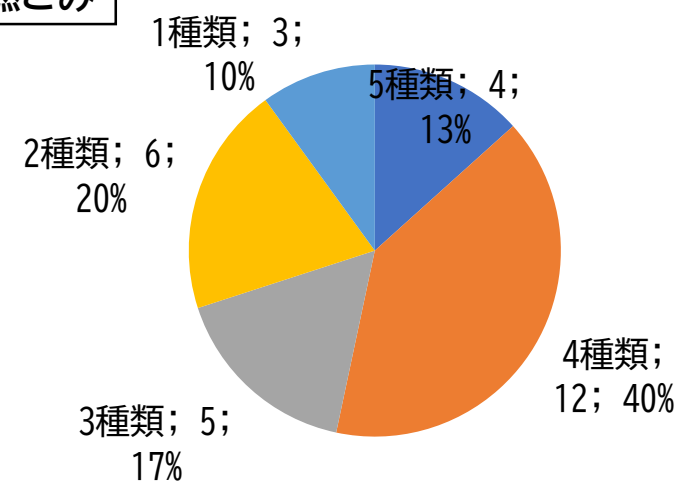


②不燃ごみ

| サイズ種類数 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 5種類 | 4 | 12.9% |
| 4種類 | 12 | 41.9% |
| 3種類 | 5 | 16.1% |
| 2種類 | 6 | 19.4% |
| 1種類 | 3 | 9.7% |
| 合計 | 31 | 100% |

- ・サイズ設定：可燃ごみと同一 (20市 64.5%)

不燃ごみ

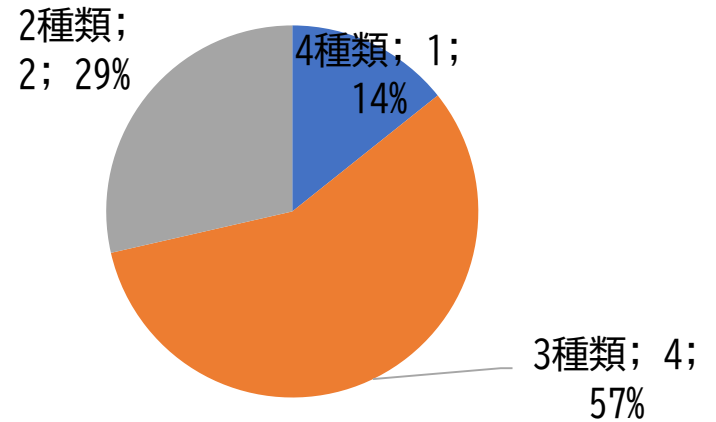


③プラスチック類（資源物）

| サイズ種類数 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 4種類 | 1 | 14.3% |
| 3種類 | 4 | 57.1% |
| 2種類 | 2 | 28.6% |
| 合計 | 7 | 100% |

- 4種類組合せ：5L・10L・20L・40L
- 3種類組合せ：20L・30L・45L
10L・20L・40L（各2市）
- 2種類組合せ：20・35L、15・50L

プラスチック類



④生ごみ

| サイズ種類数 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| 3種類（5L・10L・15L） | 1 | 33.3% |
| 3種類（2L・5L・10L） | 1 | 33.3% |
| 3種類（5L・10L・17L） | 1 | 33.3% |
| 合計 | 3 | 100% |

- 生ごみの指定袋サイズは、他ごみ種と比較し、小さい傾向。
- 最小サイズは、「2L」。

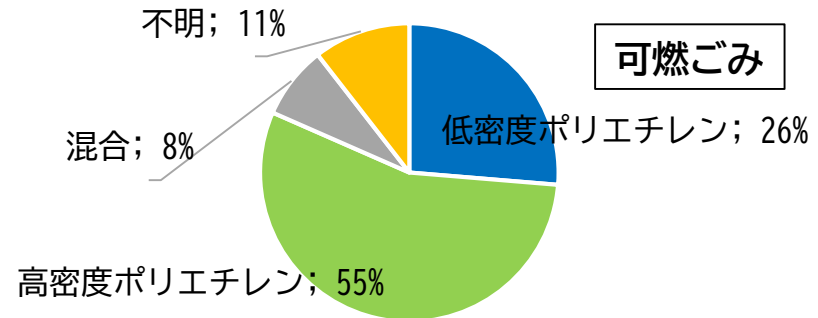
3 ごみ種別袋の材質 【関連アンケート項目 調査票2 問4-1】

【ごみ種別指定袋の材質調査結果】

・指定袋の材質選定傾向は、以下のとおり。
 ○可燃ごみ→高密度（引っ張り强度高：高密度ポリエチレン）が多数。
 ○不燃・プラ→低密度（柔軟性高：低密度ポリエチレン）が多数。

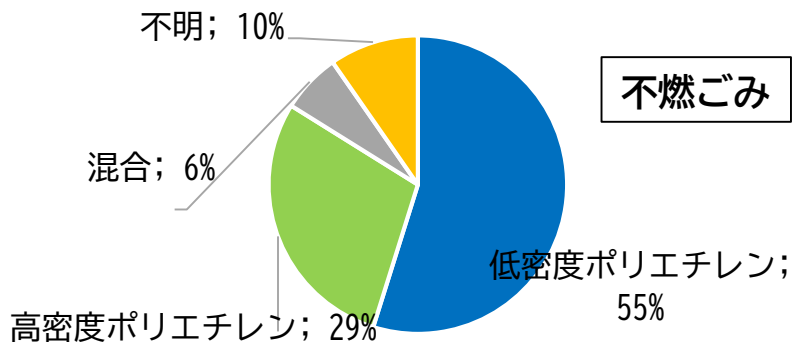
①可燃ごみ

| 材質 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 低密度ポリエチレン | 10 | 26.3% |
| 高密度ポリエチレン | 21 | 55.3% |
| 混合 | 3 | 7.9% |
| 不明 | 4 | 10.5% |
| 合計 | 38 | 100% |



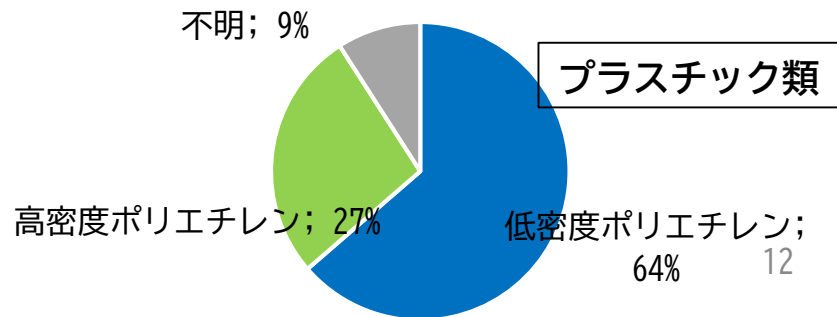
②不燃ごみ

| 材質 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 低密度ポリエチレン | 17 | 54.8% |
| 高密度ポリエチレン | 9 | 19.0% |
| 混合 | 2 | 6.5% |
| 不明 | 3 | 9.7% |
| 合計 | 31 | 100% |



③プラスチック類（資源物）

| 材質 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 低密度ポリエチレン | 7 | 63.6% |
| 高密度ポリエチレン | 3 | 27.3% |
| 不明 | 1 | 9.1% |
| 合計 | 11 | 100% |



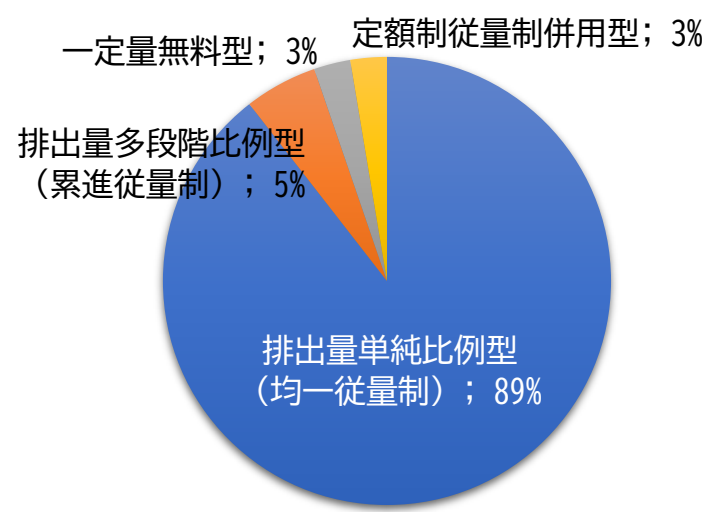
1 料金体系

【料金体系の調査結果】

- 最も多く導入されている料金体系は、「排出量単純比例型（均一従量制）」で34自治体となっている。
- その理由として、「費用負担の公平化」、「仕組みが簡単で分かりやすい」ことが多く挙げられている。
- 「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック類、資源物は1円未満/Lを導入している自治体が最多となっている。
- 「シール貼付方式」による料金設定は、1円から9,900円まで様々となっている。
- 料金段階設定は、3種類以上が6自治体、1種類、2種類が5自治体と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い。
- 金額を決定した根拠としては、回答数が多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。

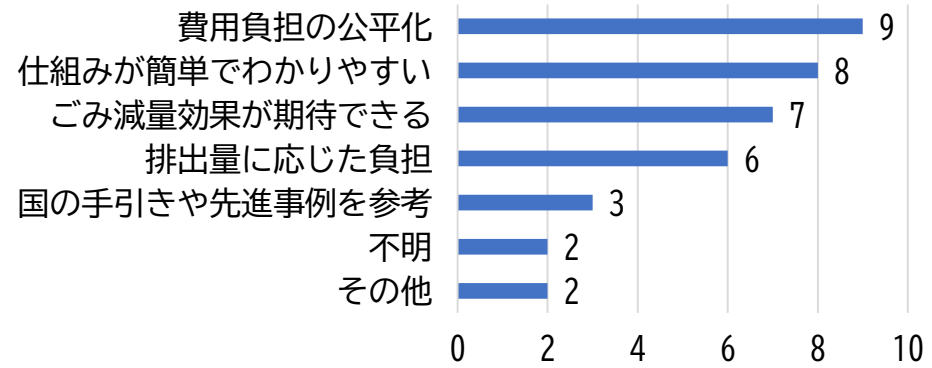
① 料金体系

| 料金体系 | 回答数 | 割合 |
|------------------|-----|-------|
| 排出量単純比例型（均一従量制） | 34 | 89.5% |
| 排出量多段階比例型（累進従量制） | 2 | 5.3% |
| 定額制従量制併用型 | 1 | 2.6% |
| 一定量無料型 | 1 | 2.6% |
| 合計 | 38 | 100% |



②排出量単純比例型（均一従量制）を選択した理由

| 選択理由 | 回答数 | 割合 |
|---------------|-----|-------|
| 費用負担の公平化 | 9 | 24.3% |
| 仕組みが簡単でわかりやすい | 8 | 21.6% |
| ごみ減量効果が期待できる | 7 | 18.9% |
| 排出量に応じた負担 | 6 | 16.2% |
| 国の手引きや先進事例を参考 | 3 | 8.1% |
| その他 | 2 | 5.4% |
| 不明 | 2 | 5.4% |



※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

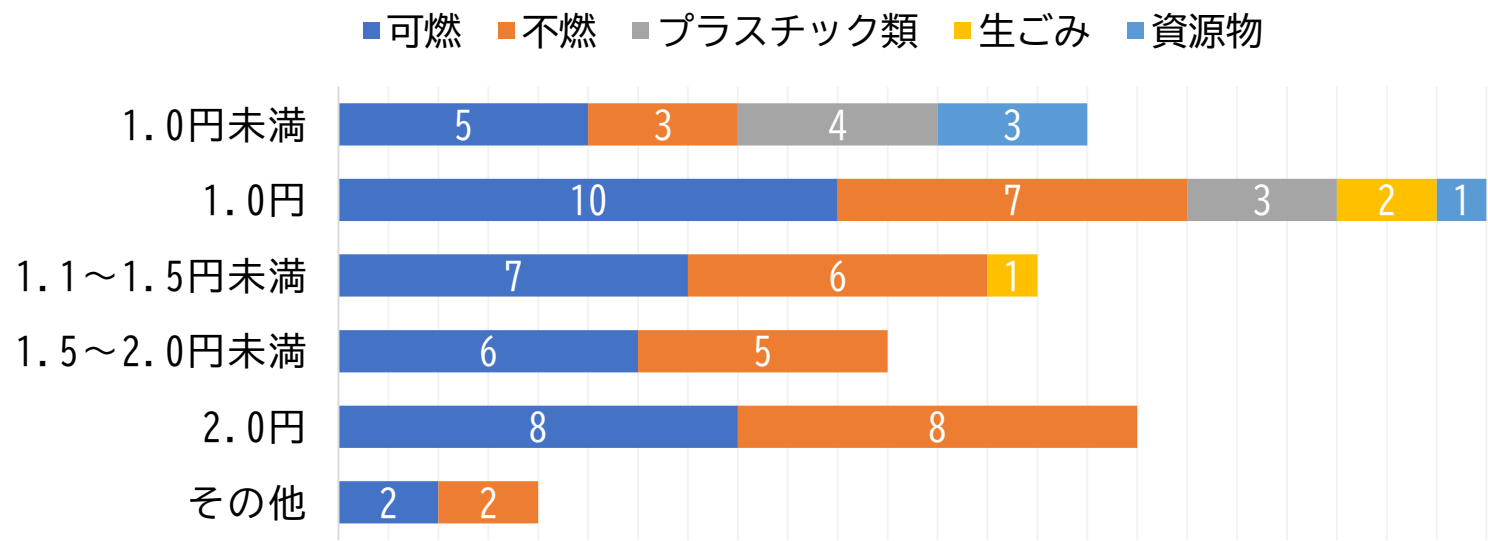
【料金体系】

| | ①排出量単純比例型 | ②排出量多段階比例型 | ③一定量無料型 | ④負担補助組合せ型 | ⑤定額制従量制併用型 |
|----------|-------------------------|--|---|---|---|
| 料金体系図 | | | | | |
| 料金体系の仕組み | 排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 | 排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。 | 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。 (例：ごみの排出に必要なごみ袋等について一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋等を購入する。) | 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。 (例：ごみの排出に必要なごみ袋等について一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋等を購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋等について、市町村が排出者から買い取る。) | 一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。 |
| | ↑ 最多34市 | ↑ 2市 | ↑ 1市 | | ↑ 1市 |

2 手数料単価の状況

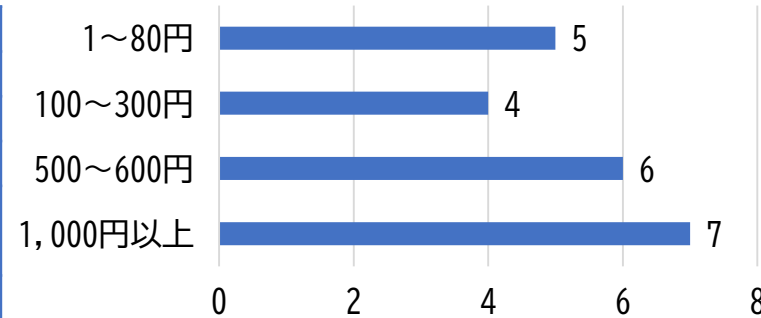
① ごみ種ごとの手数料単価（指定袋）の状況（対象：実施済市 38市）

| 単価（円/L） | 可燃 | 不燃 | プラスチック類 | 生ごみ | 資源物 |
|--------------------|----|----|---------|-----|-----|
| 1.0円未満 | 5 | 3 | 4 | | 3 |
| 1.0円 | 10 | 7 | 3 | 2 | 1 |
| 1.1～1.5円未満 | 7 | 6 | | 1 | |
| 1.5～2.0円未満 | 6 | 5 | | | |
| 2.0円 | 8 | 8 | | | |
| その他（一定無料型・定額従量併用型） | 2 | 2 | | | |
| 合計 | 38 | 31 | 7 | 3 | 4 |



② シール料金設定

| 料金帯 | 回答数 | 具体例 |
|----------|-----|-----------------------------|
| 1～80円 | 5 | 1円、30円、60円、80円 |
| 100～300円 | 4 | 100円、120円、200円、300円 |
| 500～600円 | 6 | 500円、510円、520円、600円 |
| 1,000円以上 | 7 | 1,000円、2,000円、5,700円、9,900円 |
| 合計 | 22 | |



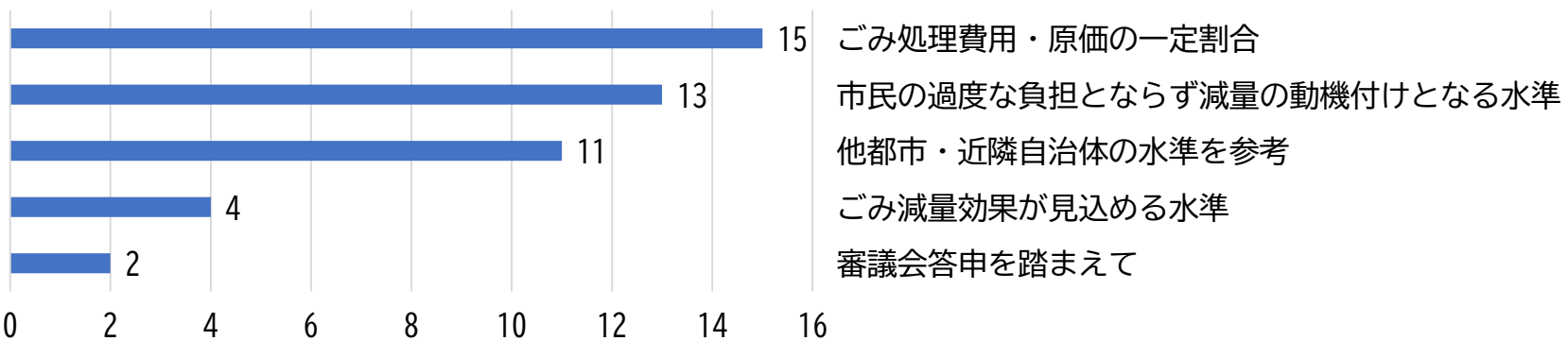
料金段階設定： 1種類のみ（5市）、2種類（5市）、3種類以上（6市）

料金設定根拠（記述）： 品目サイズ（6市）、重量（3市）、袋10枚単位（2市）、不明（5市）

③ 手数料の額を決定した理由

| 決定理由 | 回答数 | 割合 |
|--------------------------|-----|-------|
| ごみ処理費用・原価の一定割合 | 15 | 40.5% |
| 市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準 | 13 | 35.1% |
| 他都市・近隣自治体の水準を参考 | 11 | 29.7% |
| ごみ減量効果が見込める水準 | 4 | 10.8% |
| 審議会答申を踏まえて | 2 | 5.4% |

※1市で複数回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



【参考：ごみ種と手数料によるごみ量削減効果】

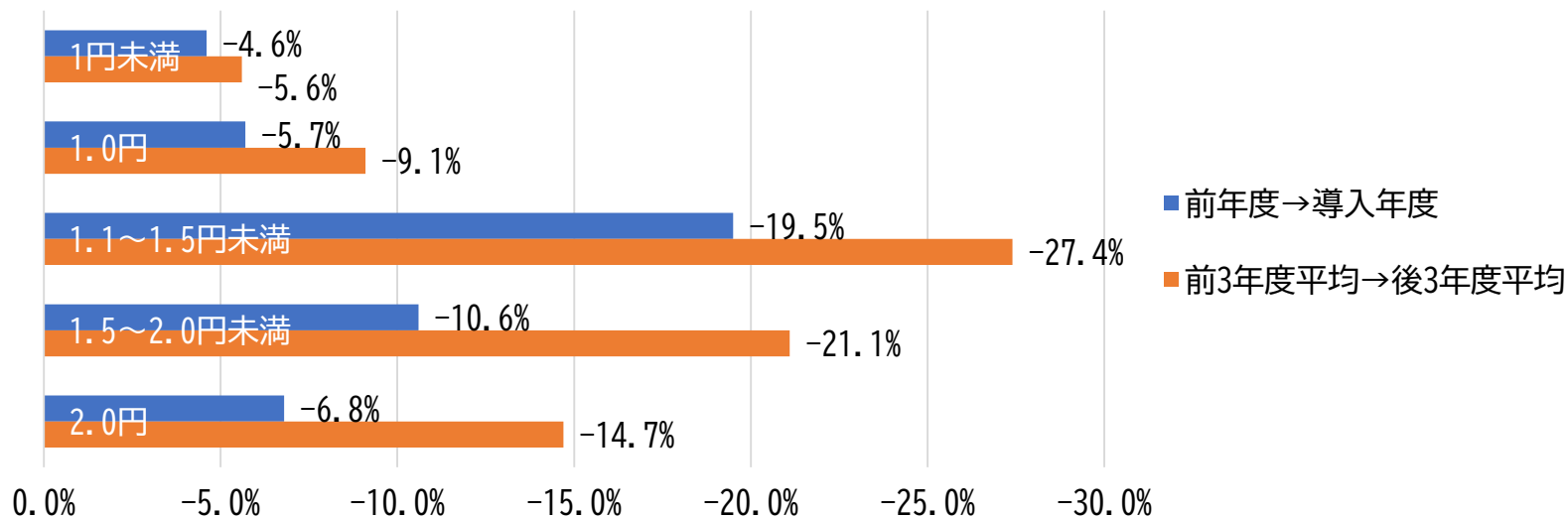
【ごみ種と手数料によるごみ量削減効果調査結果（可燃ごみ）】

- 最も削減効果が高い手数料設定は、実施前年度から実施年度にかけて、実施年度から実施後1年度にかけてともに「1.1～1.5円未満」となっている。
- 「2.0円」は、実施前2年度から実施前1年度にかけて増加し、有料化後、減少に転じている。また、実施後3年度まで減量効果が見られる。

① 可燃ごみ：手数料ごとのごみ量の平均削減率

| 単価（円/L） | 自治体数 | 平均削減率 | | 自治体名 |
|------------|------|----------|---------------|--------------|
| | | 前年度→導入年度 | 前3年度平均→後3年度平均 | |
| 1.0円未満 | 3 | -4.6% | -5.6% | 八戸・小諸 他1 |
| 1.0円 | 8 | -5.7% | -9.1% | 高松・長野・須坂 他5 |
| 1.1～1.5円未満 | 6 | -19.5% | -27.4% | 久留米・長岡・上越 他3 |
| 1.5～2.0円未満 | 6 | -10.6% | -21.1% | 八王子・鳥取・三鷹 他3 |
| 2.0円 | 6 | -6.8% | -14.7% | 旭川・立川・府中 他3 |

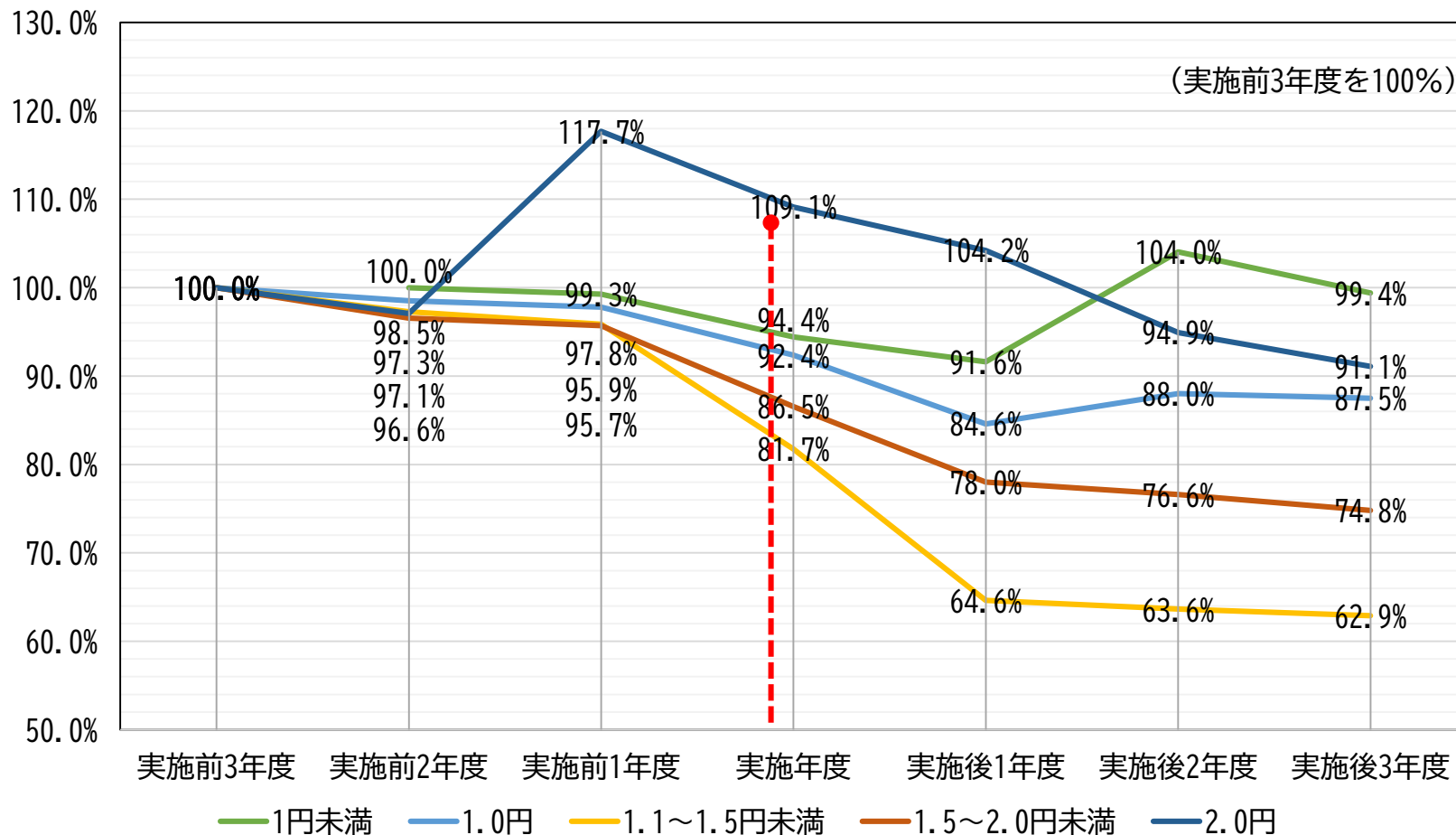
※ 平均削減率は、「可燃ごみ量」で積算。対象29市。



【参考：ごみ種と手数料によるごみ量削減効果】

② 実施前3年度から実施後3年度の1人1日当たりの可燃ごみ量の推移

実施前後の1人1日当たりの可燃ごみ量平均（実施前3年度比）



【参考：ごみ種と手数料によるごみ量削減効果】

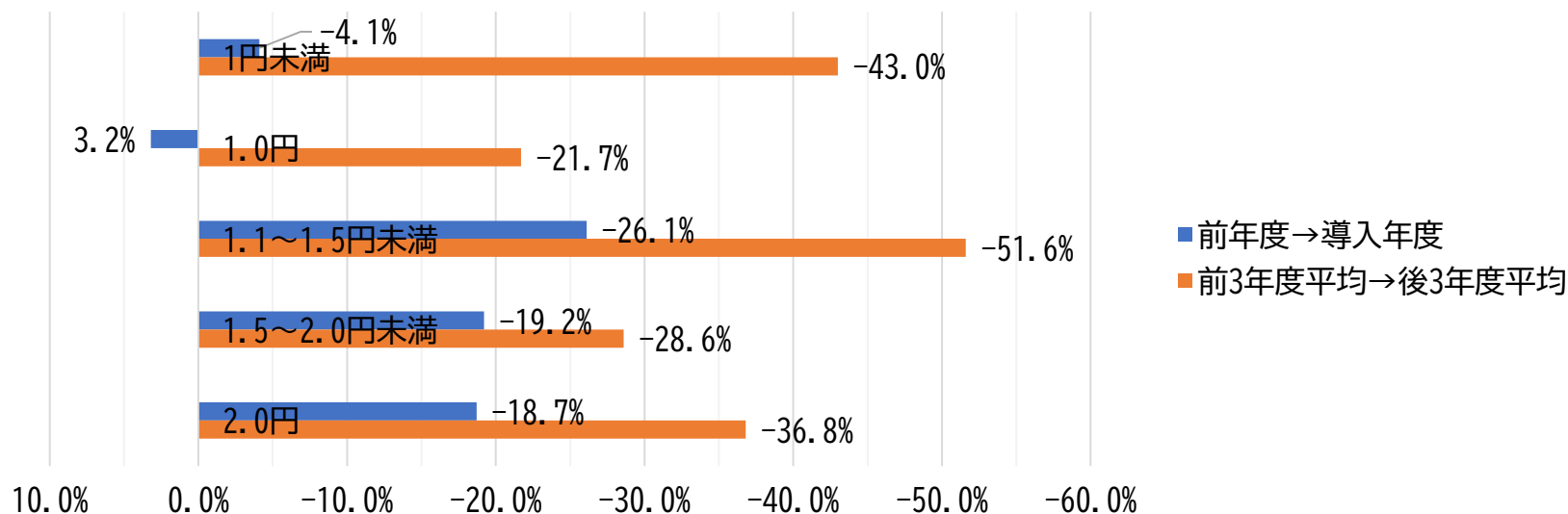
【ごみ種と手数料によるごみ量削減効果調査結果（不燃ごみ）】

- 最も削減効果が高い手数料設定は、実施前年度から実施年度にかけては「2.0円」、実施年度から実施後1年度にかけては「1.1～1.5円未満」となっている。
- 「2.0円」は、実施前2年度から実施前1年度にかけて増加し、有料化後、減少に転じている。

③ 不燃ごみ：手数料ごとのごみ量の平均削減率

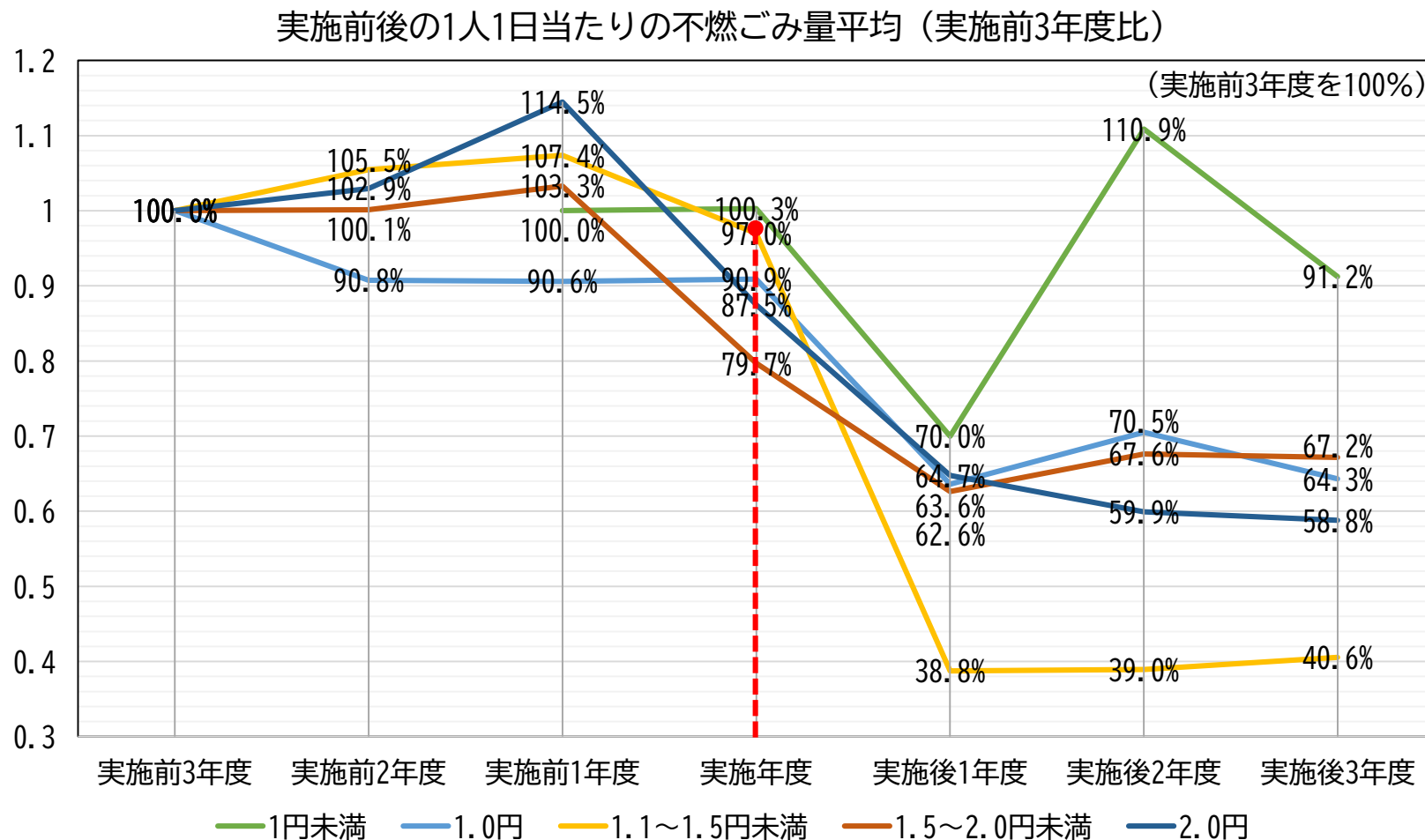
| 単価（円/L）.0 | 自治体数 | 平均削減率 | | 自治体名 |
|------------|------|----------|---------------|--------------|
| | | 前年度→導入年度 | 前3年度平均→後3年度平均 | |
| 1.0円未満 | 3 | -4.1% | -43.0% | 八戸市・八千代市・小諸市 |
| 1.0円 | 3 | +3.2% | -21.7% | 高松市・長野市・須坂市 |
| 1.1～1.5円未満 | 5 | -26.1% | -51.6% | 久留米・長岡・上越 他2 |
| 1.5～2.0円未満 | 5 | -19.2% | -28.6% | 八王子・三鷹・調布 他2 |
| 2.0円 | 5 | -18.7% | -36.8% | 旭川・立川・府中 他2 |

※ 平均削減率は、「不燃ごみ量」で積算。対象21市。



【参考：ごみ種と手数料によるごみ量削減効果】

④ 実施前3年度から実施後3年度の1人1日当たりの不燃ごみ量の推移



※1円未満は、実施前1年度を100%として算出（データ不足のため）

【参考：ごみ種と手数料によるごみ量削減効果】

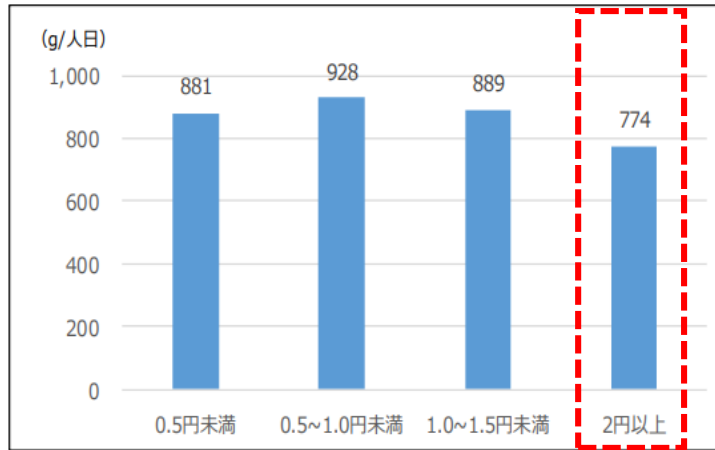
■ ごみ種と手数料によるごみ量削減効果

【補足説明】

- 本調査結果では、可燃ごみは1.1円～1.5円未満の料金体系の自治体で削減効果が高い結果となったが、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、料金水準が高くなるほど、ごみ排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、低い料金設定の場合には排出抑制効果が殆ど見られないとしている。
- また、一人当たりごみ搬入量は、1L当たり2円以上の料金水準を設定している場合には他の場合と比較して1割以上ごみ搬入量が少ない状況にあり、一定以上のごみ処理手数料水準にある場合、ごみ排出量も少なくなるとしている。

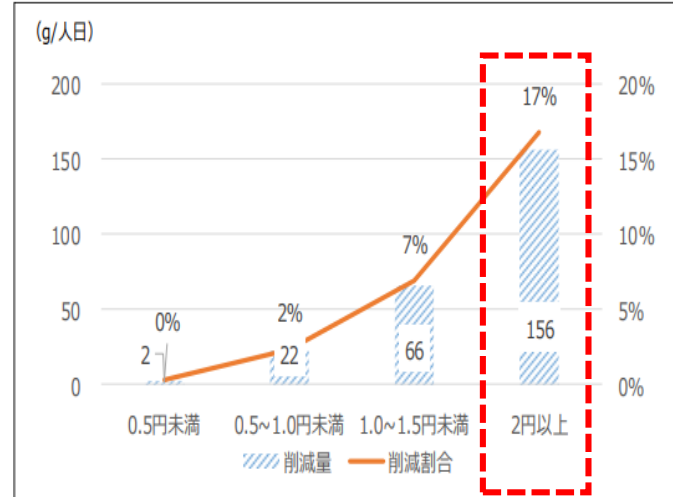
図表 3-2-7 家庭系可燃ごみの一人1日当たりごみ搬入量 (n=63)

(1L当たりごみ処理手数料単価別)



一般廃棄物処理有料化の手引き
(環境省)より引用

図表 3-2-8 可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量 (n=63)



一般廃棄物処理有料化の手引き
(環境省)より引用

1 有料化前後のごみ量の削減効果

【有料化前後の総ごみ量の推移の調査結果】

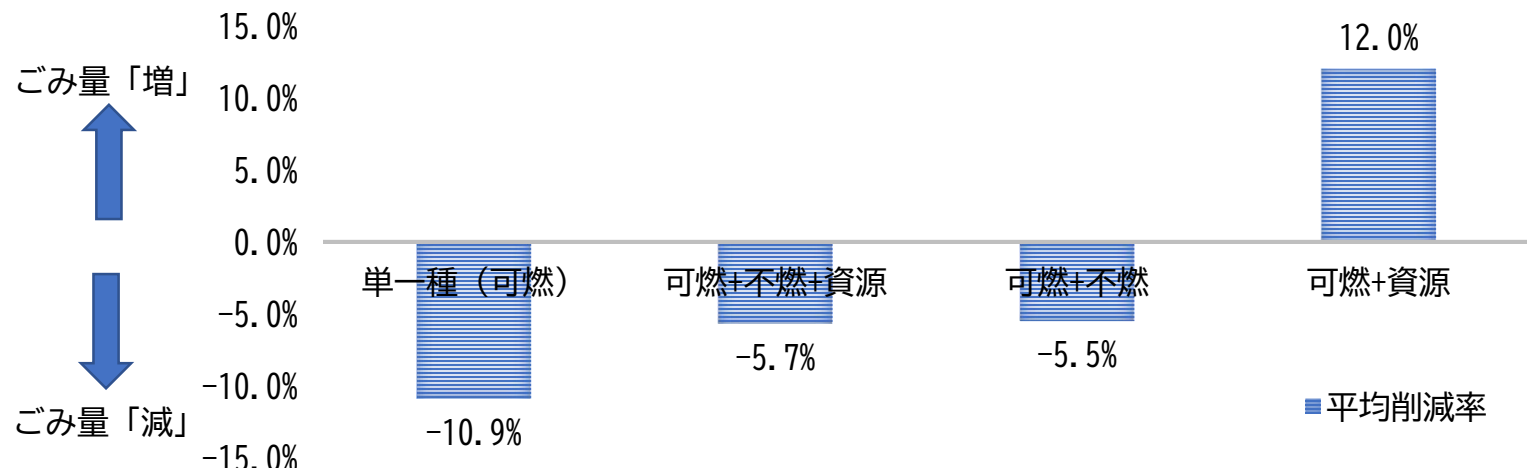
- ごみ削減率は、単一種（可燃）を採用している自治体で最も高かった。
- 削減率△5%以上達成（導入前年度→実施年度）した自治体の平均削減率では、「単一種（可燃）」よりも「可燃+不燃」の組合せが削減率が高かった。
- 「可燃+不燃」、「可燃+不燃+資源」の組合せも削減効果はある。

① ごみ種組合せによるごみ量削減効果

ア ごみ種組合せによる総ごみ量の平均削減率（導入前年度→導入年度）

| ごみ種組合せ | 回答数 | 平均削減率 |
|----------|-----|----------------------------|
| 単一種（可燃） | 4 | -10.9% |
| 可燃+不燃+資源 | 4 | -5.7% |
| 可燃+不燃 | 22 | -5.5% |
| 可燃 + 資源 | 2 | +12.0%（鳥取市-3.1%、松江市+27.1%） |

※対象自治体数 32市（6市不明等）



イ 総ごみ量削減率-5%以上（14市）の自治体のごみ種組合せ（導入前年度→導入年度）

| ごみ種組合せ | 回答数 | 平均削減率 | 自治体事例 |
|----------|-----|--------|--|
| 可燃+不燃 | 9 | -13.2% | 岡谷市-31.5%、上越市-28.5%、塩尻市-12.1%、茅ヶ崎市-10.8% 他 |
| 単一種（可燃） | 3 | -12.8% | 和泉市-18.3%、岸和田市-10.9%、C市-9.2% |
| 可燃+不燃+資源 | 2 | -10.4% | A市-13.1%、B市-7.7% |
| 可燃 + 資源 | 0 | — | |

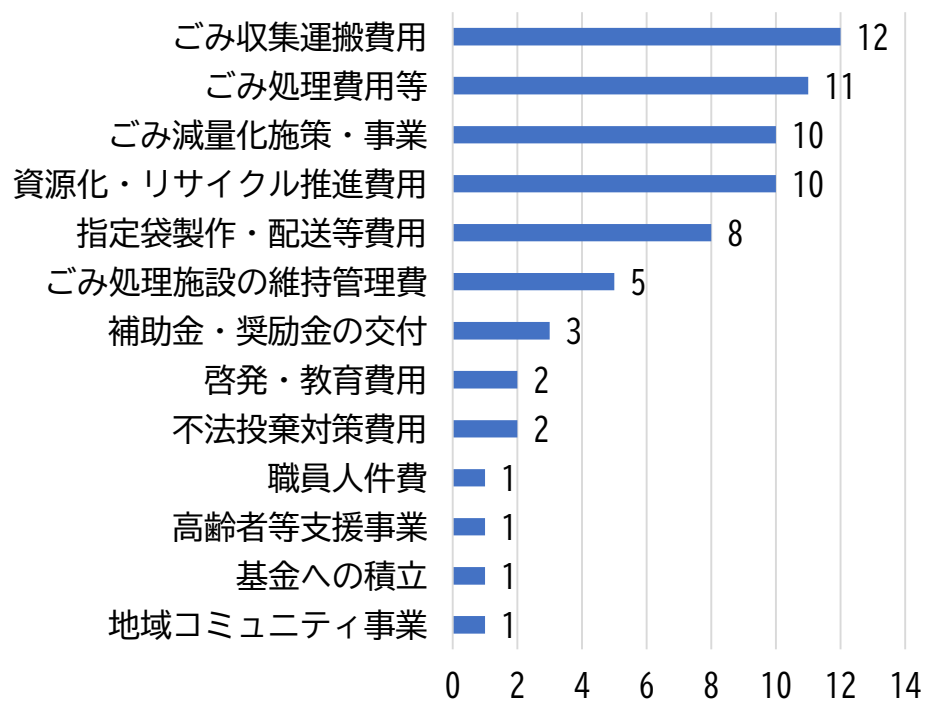


1 手数料の用途

【有料化前後の総ごみ量の推移の調査結果】

- 手数料用途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。
- 用途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。

| 用途内容 | 回答数 |
|---------------|-----|
| ごみ収集運搬費用 | 12 |
| ごみ処理費用等 | 11 |
| ごみ減量化施策・事業 | 10 |
| 資源化・リサイクル推進費用 | 10 |
| 指定袋製作・配送等費用 | 8 |
| ごみ処理施設の維持管理費 | 5 |
| 補助金・奨励金の交付 | 3 |
| 啓発・教育費用 | 2 |
| 不法投棄対策費用 | 2 |
| 職員人件費 | 1 |
| 高齢者等支援事業 | 1 |
| 基金への積立 | 1 |
| 地域コミュニティ事業 | 1 |



※対象：38市
 ※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

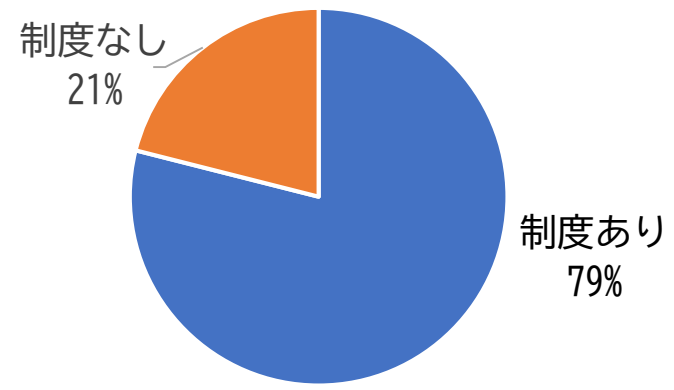
1 減免制度の有無・減免制度の対象範囲

【減免制度の調査結果】

- 減免制度は、約80%の自治体で導入（対象38市のうち、30市で制度ありと回答）。
- 減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。
- 減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（6市）。
- 主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。
 - ①生活保護受給世帯
 - ②乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯
 - ③紙おむつ使用者（高齢者・障害者）
 - ④児童扶養手当受給世帯
 - ⑤障害者手帳所持世帯（市民税非課税）

① 減免制度の有無

| 分類 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|------------|-----------|----|
| 中核市 | 10 (83.3%) | 2 (16.7%) | 12 |
| 類似市 | 14 (93.3%) | 1 (6.7%) | 15 |
| 県内 | 6 (54.5%) | 5 (45.5%) | 11 |
| 合計 | 30 (78.9%) | 8 (21.1%) | 38 |



② 減免制度の対象者（対象：制度有の30市）

| 対象者区分 | 回答数 | 割合 |
|-------------------|-----|-------|
| 生活保護受給世帯 | 23 | 76.7% |
| 乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯 | 13 | 43.3% |
| 紙おむつ使用者（高齢者・障害者） | 11 | 36.7% |
| 児童扶養手当受給世帯 | 11 | 36.7% |
| 障害者手帳所持世帯（市民税非課税） | 11 | 36.7% |
| 特別児童扶養手当受給世帯 | 10 | 33.3% |
| 中国残留邦人等世帯 | 10 | 33.3% |
| 災害罹災者 | 6 | 20.0% |
| ストーマ・腹膜透析実施者 | 4 | 13.3% |
| 要介護認定の高齢者世帯 | 4 | 13.3% |
| 市長が特に必要と認める者 | 4 | 13.3% |
| ひとり親家庭等医療費助成世帯 | 3 | 10.0% |
| 老齢福祉年金受給世帯 | 3 | 10.0% |
| 所得要件を満たす高齢者・障害者世帯 | 3 | 10.0% |
| ボランティア清掃活動 | 3 | 10.0% |
| 遺族基礎年金受給世帯 | 2 | 6.7% |
| 庭木剪定枝排出者 | 1 | 3.3% |

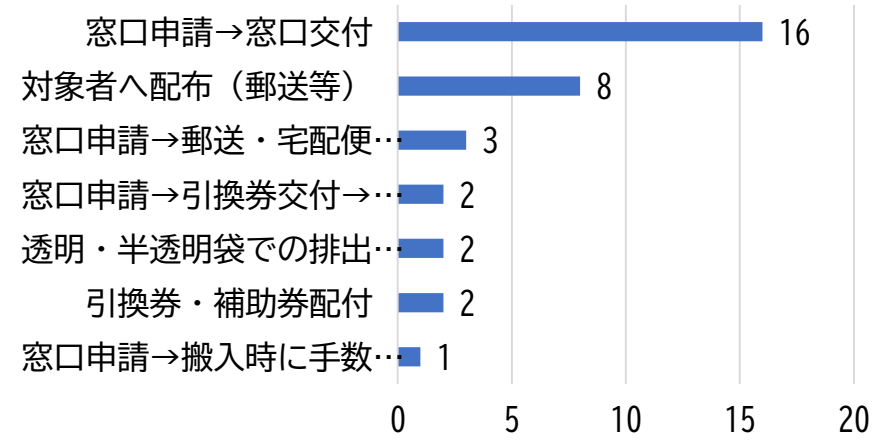


※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

③ 減免の方法

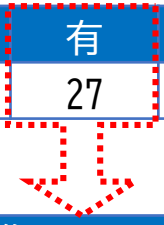
| 方法 | 回答数 | 割合 |
|-------------------------|-----|-------|
| 窓口申請→窓口交付 | 16 | 53.3% |
| 対象者へ配布（郵送等） | 8 | 26.7% |
| 窓口申請→郵送・宅配便で配送 | 3 | 10.0% |
| 窓口申請→引換券交付→窓口及び指定店舗等で交換 | 2 | 6.7% |
| 透明・半透明袋での排出許可 | 2 | 6.7% |
| 引換券・補助券配付 | 2 | 6.7% |
| 窓口申請→搬入時に手数料減免 | 1 | 3.3% |

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



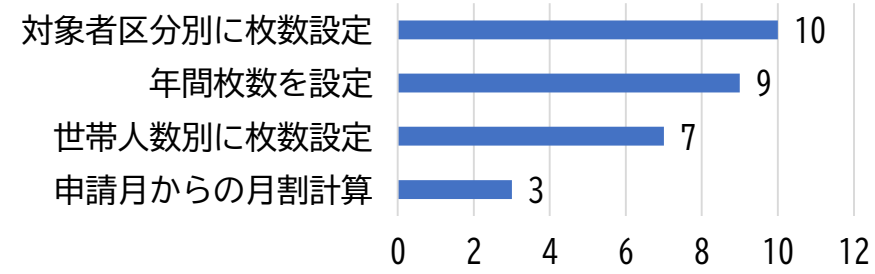
④ 減免の上限設定

| 基準 | 有 | 無 |
|-------|----|---|
| 上限の設定 | 27 | 1 |



| 上限の主な基準 | 回答数 |
|------------|-----|
| 対象者区別に枚数設定 | 10 |
| 年間枚数を設定 | 9 |
| 世帯人数別に枚数設定 | 7 |
| 申請月からの月割計算 | 3 |

※複数回答あり



⑤ 減免制度を設けなかった理由（対象：制度無の8市）

| 理 由 | 回答数 | 具体的内容 |
|---------------------------------------|-----|--------------------------|
| ごみ処理費用を負担するという考え方は、市民全員が公平であるべきと考えたため | 6 | 金沢市、久留米市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市 |
| 生活困窮者のごみ処理費用支給制度で対応 | 1 | 大町市 |
| 未回答 | 1 | A市 |

※回答のあった7市では、「今後も減免制度の導入予定はなし」としている。

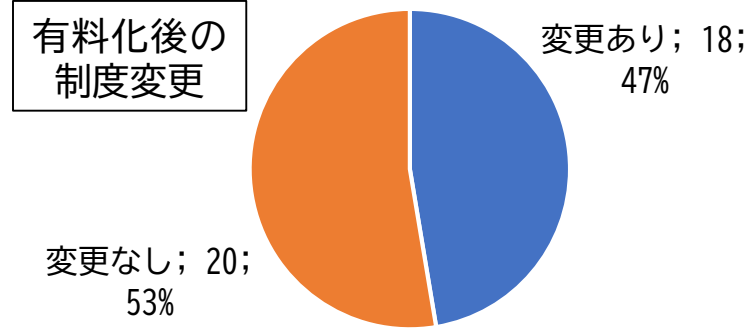
1 有料化実施の制度変更

【制度変更の調査結果】

- ・ 有料化実施の「制度変更あり」が、18市/38市（47%）
- ・ 制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。
- ・ 変更内容は以下のとおり。
 - サイズ追加：
 - 八王子市（不燃5ℓミニサイズ追加）
 - 松江市（可燃10ℓ追加）
 - 岸和田市（30ℓ袋追加）
 - 制度方式変更：
 - 佐世保市（シール貼付→補助券）
 - 久留米市（可燃と不燃の兼用化）

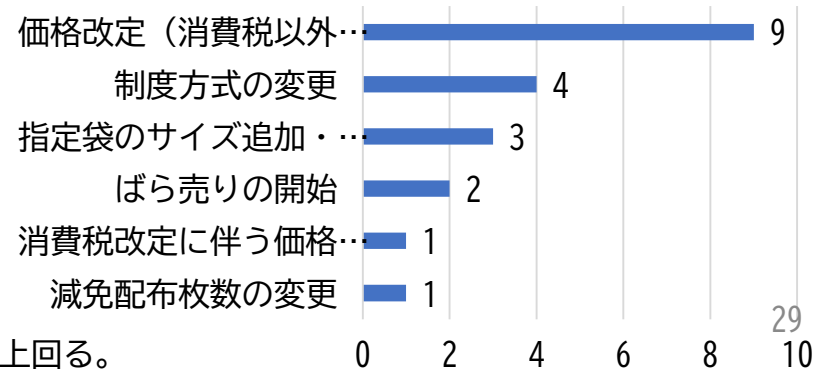
① 制度変更の有無

| 分類 | 変更あり | 変更なし | 計 |
|-----|------------|------------|----|
| 中核市 | 9 (75.0%) | 3 (25.0%) | 12 |
| 類似市 | 6 (40.0%) | 9 (60.0%) | 15 |
| 県内 | 3 (27.3%) | 8 (72.7%) | 11 |
| 合計 | 18 (47.4%) | 20 (52.6%) | 38 |



② 変更の内容（対象：18市）

| 変更内容 | 回答数 | 割合 |
|----------------|-----|-------|
| 価格改定（消費税以外の要因） | 9 | 45.0% |
| 制度方式の変更 | 4 | 20.0% |
| 指定袋のサイズ追加・変更 | 3 | 15.0% |
| ばら売りの開始 | 2 | 10.0% |
| 消費税改定に伴う価格改定 | 1 | 5.0% |
| 減免配布枚数の変更 | 1 | 5.0% |



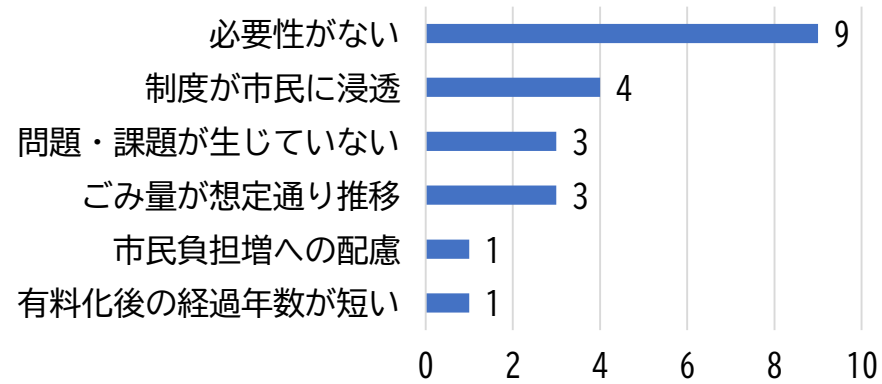
※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

③ 制度変更の頻度（対象：13市）

| 頻 度 | 回答数 |
|-----------|-----|
| 随時・必要に応じて | 8 |
| 3年ごと | 2 |
| 5年ごと | 1 |
| 未定 | 2 |

④ 制度変更をしていない理由（対象：20市）

| 理 由 | 回答数 | 割合 |
|--------------|-----|-------|
| 必要性がない | 9 | 42.9% |
| 制度が市民に浸透 | 4 | 19.0% |
| 問題・課題が生じていない | 3 | 14.3% |
| ごみ量が想定通り推移 | 3 | 14.3% |
| 市民負担増への配慮 | 1 | 4.8% |
| 有料化後の経過年数が短い | 1 | 4.8% |



※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

1 ごみステーション等への排出方法

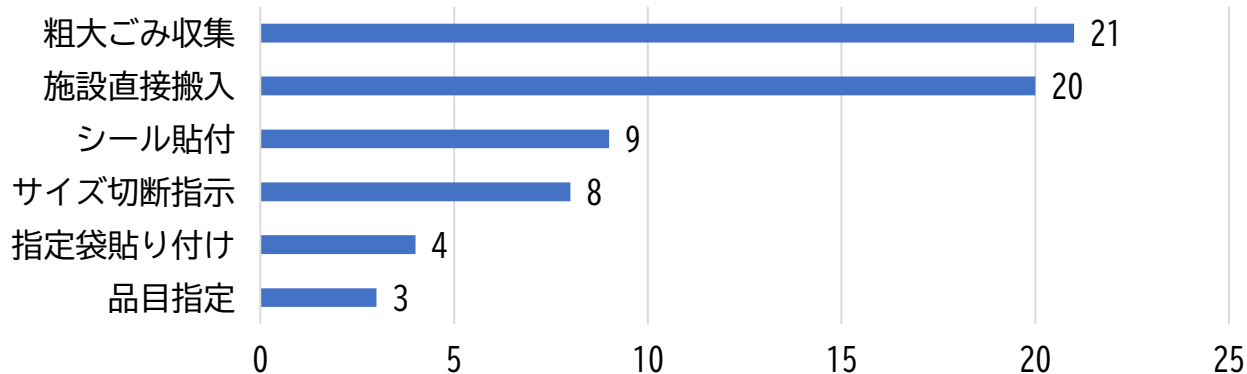
【ごみステーション等への排出方法調査結果】

- 指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順で①粗大ごみ収集、②直接搬入、③シール添付となっていた。

① 指定袋に入らないごみの排出方法

| 方法 | 回答数 | 割合 | 詳細 |
|---------|-----|-------|---------------------|
| 粗大ごみ収集 | 21 | 32.8% | 戸別収集、申込制、有料、委託業者収集等 |
| 施設直接搬入 | 20 | 31.3% | 市施設または民間施設 |
| シール貼付 | 9 | 12.5% | 貼付、共通シール |
| サイズ切断指示 | 8 | 12.5% | 50cm以下、1m以下等に切断 |
| 指定袋貼り付け | 4 | 6.3% | 扇風機等品目別対応 |
| 品目指定 | 3 | 4.7% | 扇風機、大型可燃物等品目別対応 |

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



1 有料化と同時に実施した取組

【同時に実施した取組の調査結果】

① 収集方法の変更

- ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）
- ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。

② 分別方法の変更

- ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。
- ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。

③ 収集頻度の変更

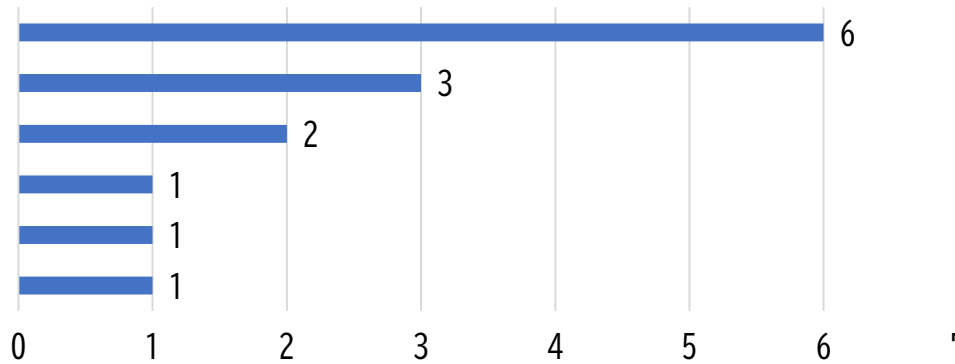
- ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。
- ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。

④ その他の取組

- ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。
（すこやかサポート事業・ふれあい収集）
- ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金（松本市実施済）の補助額を増額した自治体もある。

① 収集方法の変更（対象：記述有自治体14市）

| 施策内容 | 回答数 |
|---------------------|-----|
| 集積所方式から戸別収集方式へ変更 | 6 |
| 祝日収集の開始・完全実施 | 3 |
| 粗大ごみの戸別収集開始 | 2 |
| 事業系ごみ専用袋・戸別回収の仕組み導入 | 1 |
| 収集地区の細分化（2地区→5地区） | 1 |
| 収集体制の整備 | 1 |



集積所方式から戸別収集方式へ変更
 祝日収集の開始・完全実施
 粗大ごみの戸別収集開始
 事業系ごみ専用袋・戸別回収の仕組み導入
 収集地区の細分化（2地区→5地区）
 収集体制の整備

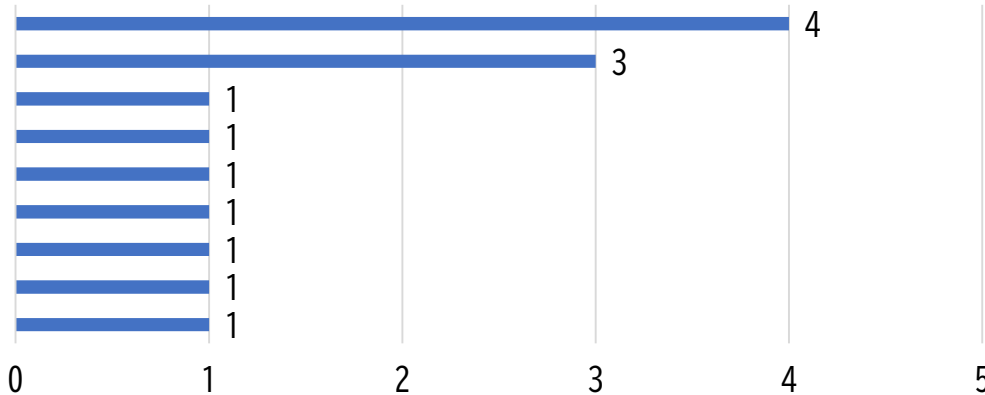
【主な選択理由】

| 施策内容 | 選択理由 |
|------------------|---|
| ◆ 戸別収集方式（6自治体） | 排出者責任の明確化、分別促進、高齢者等のごみ出し困難世帯へのサービス向上、市民サービス向上 |
| ◆ 祝日収集（3自治体） | 収集回数の公平性確保、市民要望への対応、資源化物の排出利便性向上 |
| ◆ 粗大ごみ戸別収集（2自治体） | 市民の利便性向上、不適正排出防止 |

② 分別区分の変更（対象：記述有自治体14市）

| 施策内容 | 回答数 |
|----------------------|-----|
| プラスチック製容器包装の分別開始 | 4 |
| 剪定枝・枝葉・草の分別開始 | 3 |
| 紙製容器包装の分別開始 | 1 |
| 布類の分別開始 | 1 |
| 廃食用油の分別開始 | 1 |
| プラスチックの一括回収 | 1 |
| その他プラスチックの分別開始 | 1 |
| 軟質プラスチック製容器包装含む全量資源化 | 1 |
| 排泄管理支援用具等の半透明袋排出可能化 | 1 |

※排泄管理支援用具
 ・収尿器（しゅうにようき）
 ・ストーマ装具（消化器系・尿路系）
 ・紙おむつ・衛生用品 など



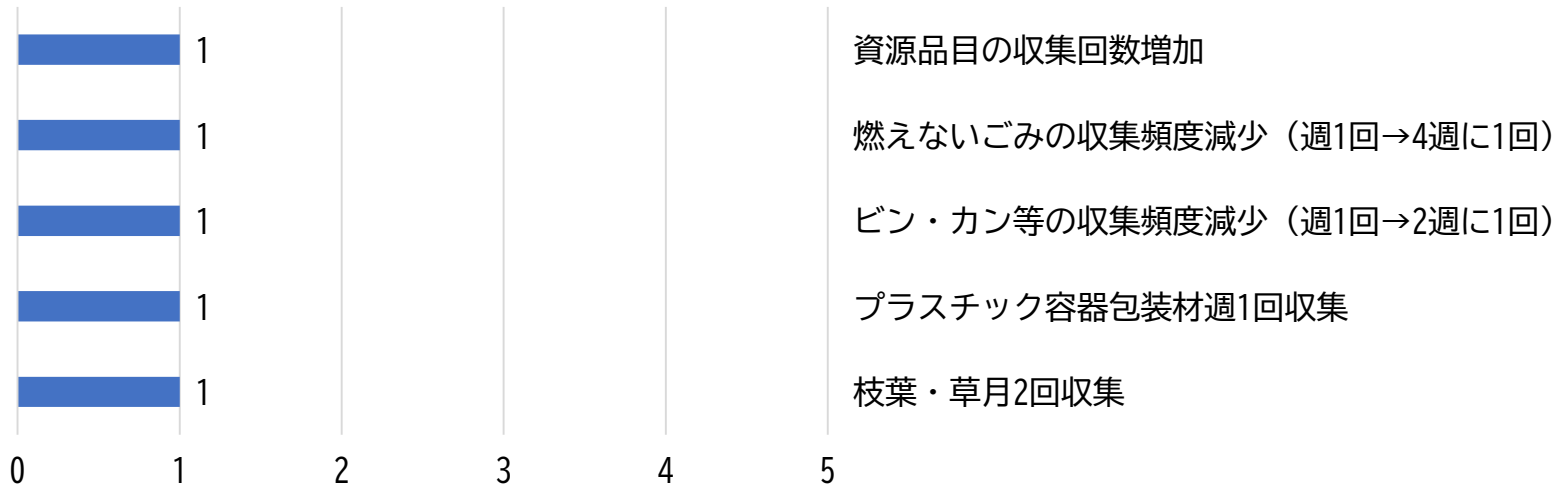
プラスチック製容器包装の分別開始
 剪定枝・枝葉・草の分別開始
 紙製容器包装の分別開始
 布類の分別開始
 廃食用油の分別開始
 プラスチックの一括回収
 その他プラスチックの分別開始
 軟質容器包装プラスチック含む全量資源化
 排泄管理支援用具等の半透明袋排出可能化

【主な選択理由】

| 施策内容 | 選択理由 |
|---------------------|-----------------------------------|
| ◆ プラスチック製容器包装（4自治体） | 資源物分別促進、ごみ減量化・資源化、市民サービス向上、可燃ごみ削減 |
| ◆ 剪定枝・枝葉・草（3自治体） | リサイクル促進、資源化推進 |
| ◆ 排泄管理支援用具等（1自治体） | 燃やすごみ・埋立ごみの負担軽減 |

③ 収集頻度の変更（対象：記述有自治体5市）

| 施策内容 | 回答数 |
|--------------------------|-----|
| 資源品目の収集回数増加 | 1 |
| 燃えないごみの収集頻度減少（週1回→4週に1回） | 1 |
| ビン・カン等の収集頻度減少（週1回→2週に1回） | 1 |
| プラスチック製容器包装材週1回収集 | 1 |
| 枝葉・草月2回収集 | 1 |

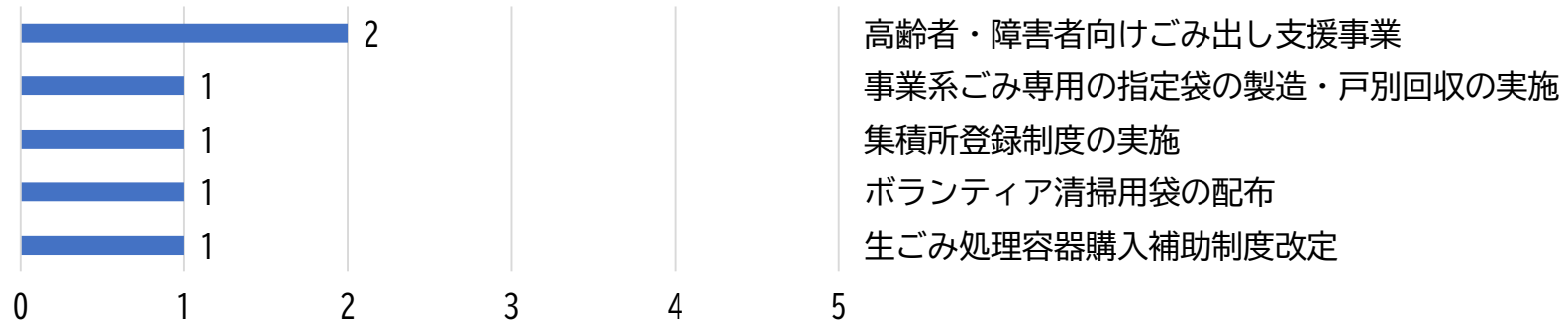


【主な選択理由】

| 施策内容 | 選択理由 |
|-----------|--------------------------------------|
| ◆ 資源物収集増加 | 資源物への分別促進 |
| ◆ 収集頻度適正化 | 戸別収集移行に伴う収集経費増加の抑制、搬入量・車両の平準化による渋滞回避 |

④ その他の取組（対象：記述有自治体6市）

| 施策内容 | 回答数 |
|------------------------|-----|
| 高齢者・障害者向けごみ出し支援事業 | 2 |
| 事業系ごみ専用の指定袋の製造・戸別回収の実施 | 1 |
| 集積所登録制度の実施 | 1 |
| ボランティア清掃用袋の配布 | 1 |
| 生ごみ処理容器購入補助制度改定 | 1 |



【具体的な内容と選択理由】

| 具体的な内容 | 選択理由 |
|----------------------|-------------------------|
| ◆ すこやかサポート事業（A市） | 高齢者等のごみ出し負担軽減 |
| ◆ ごみ出し収集支援モデル事業（金沢市） | 市民サービス向上 |
| ◆ ふれあい収集（長岡市） | — |
| ◆ 生ごみ処理容器購入補助（B市） | 有料化収入の市民サービス還元、県内最高額へ改定 |

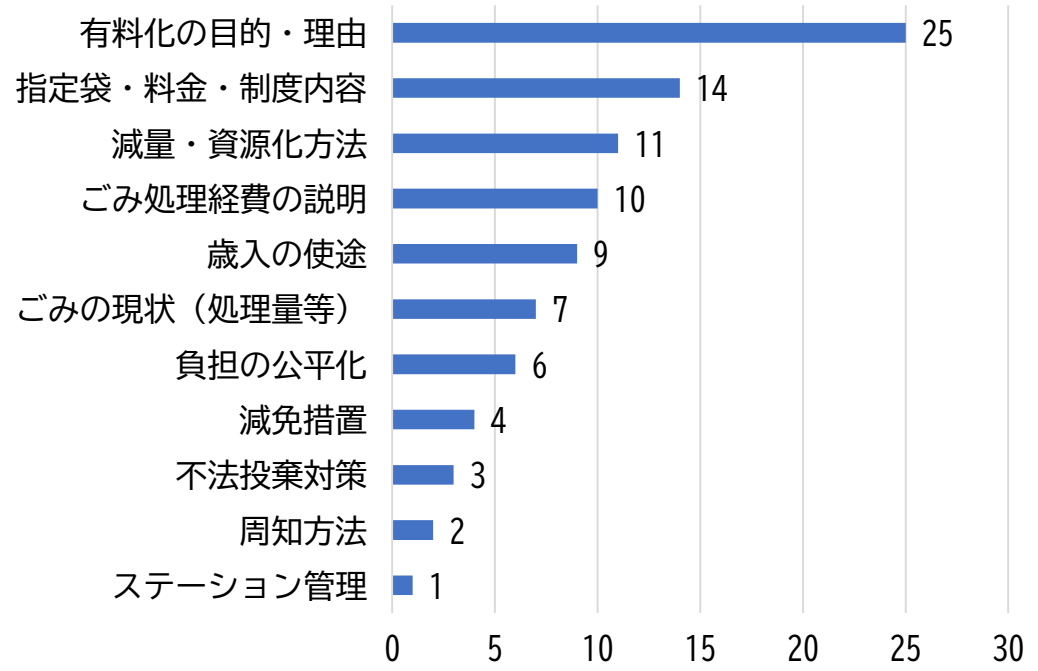
1 有料化実施を住民に理解してもらうための説明内容

【住民に理解してもらうための説明内容の調査結果】

- 住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。
- 「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。

① 説明内容

| 説明内容 | 回答数 | 割合 |
|-------------|-----|-------|
| 有料化の目的・理由 | 25 | 89.3% |
| 指定袋・料金・制度内容 | 14 | 50.0% |
| 減量・資源化方法 | 11 | 39.3% |
| ごみ処理経費の説明 | 10 | 35.7% |
| 歳入の使途 | 9 | 32.1% |
| ごみの現状（処理量等） | 7 | 25.0% |
| 負担の公平化 | 6 | 21.4% |
| 減免措置 | 4 | 14.3% |
| 不法投棄対策 | 3 | 10.7% |
| 周知方法 | 2 | 7.1% |
| ステーション管理 | 1 | 3.6% |



※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

② 主な説明内容の詳細

ア 有料化の目的・理由

| 内 容 | 自治体名 |
|-------------|----------------------|
| 最終処分場のひっ迫 | 佐世保市、八千代市、中野市、須坂市 |
| ごみ減量・資源化の促進 | 高松市、岸和田市、長野市、上越市 他1市 |
| 循環型社会形成 | 高松市、長野市 |
| ごみに対する意識向上 | 高松市、岸和田市 他1市 |
| 財政負担軽減 | 岸和田市 |

イ 指定袋・料金・制度内容

| 内 容 | 自治体名 |
|-----------|-----------------------|
| 指定袋の制度・仕様 | 旭川市、佐世保市、八千代市、三鷹市、須坂市 |
| 有料化対象範囲 | 立川市、三鷹市 |
| 料金設定の考え方 | 八千代市、三鷹市 |
| 手数料負担の仕組み | 金沢市、立川市 |

ウ 減量・資源化方法

| 内 容 | 自治体名 |
|------------|-------------------|
| 紙類の資源化・分別 | 八王子市、佐世保市、須坂市、小諸市 |
| プラスチック類の分別 | 八王子市 |
| 生ごみ減量 | 八王子市 |
| 組成調査結果の説明 | 三鷹市、小諸市 |

エ ごみ処理経費の説明

| 内 容 | 自治体名 |
|------------------|--------------------------|
| 現状のごみ処理経費を細かく説明 | 八千代市、三鷹市、上田市、岡谷市、塩尻市 他1市 |
| 年間40億円以上の処理費用を説明 | A市 |
| 収集方法変更の費用比較 | 府中市 |
| 処理手数料の水準 | 上越市 |
| ごみ処理経費の変遷と予測 | 三鷹市 |

オ 歳入の使途

| 内 容 | 自治体名 |
|--------------|------------------|
| 手数料の使途を細かく説明 | 八千代市、金沢市、長岡市 他1市 |
| 歳入の使途の説明 | 上田市、上越市、立川市 他1市 |

カ 負担の公平化

| 内 容 | 自治体名 |
|-------------|------------------|
| 排出量に応じた費用負担 | 高松市、岸和田市、長野市、中野市 |
| 受益者負担の原則 | 高松市 |
| 見える負担化 | 高松市 |

キ ごみの現状（処理量等）

| 内 容 | 自治体名 |
|--------------|-------------------------|
| ごみ処理の現状・流れ | 旭川市、府中市、上越市、岡谷市、小諸市 他1市 |
| 全国・県内の有料化の状況 | 上越市 |
| 環境基本計画の理念 | 府中市 |

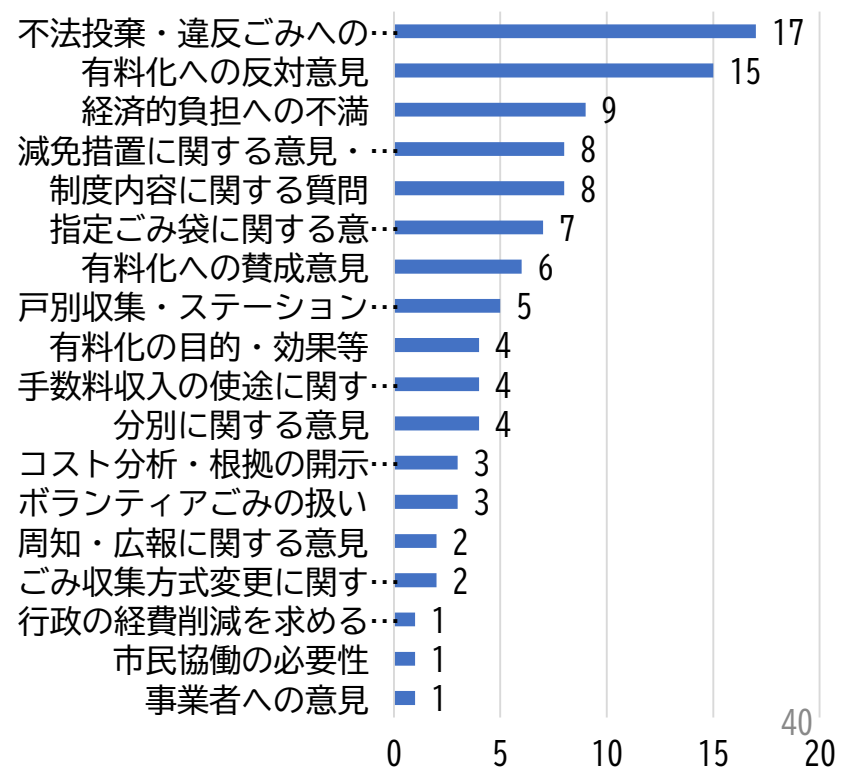
1 有料化実施前に寄せられた意見

【市民から寄せられた意見の調査結果】

- 有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。
- 次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。

① 意見の内容（複数回答）

| 意見内容 | 回答数 | 割合 |
|---------------------|-----|-------|
| 不法投棄・違反ごみへの懸念 | 17 | 16.8% |
| 有料化への反対意見 | 15 | 14.9% |
| 経済的負担への不満 | 9 | 8.9% |
| 減免措置に関する意見・要望 | 8 | 7.9% |
| 制度内容に関する質問 | 8 | 7.9% |
| 指定ごみ袋に関する意見・要望 | 7 | 6.9% |
| 有料化への賛成意見 | 6 | 5.9% |
| 戸別収集・ステーション管理に関する意見 | 5 | 5.0% |
| 有料化の目的・効果等 | 4 | 4.0% |
| 手数料収入の用途に関する意見 | 4 | 4.0% |
| 分別に関する意見 | 4 | 4.0% |
| コスト分析・根拠の開示要望 | 3 | 3.0% |
| ボランティアごみの扱い | 3 | 3.0% |
| 周知・広報に関する意見 | 2 | 2.0% |
| ごみ収集方式変更に関する意見 | 2 | 2.0% |
| 行政の経費削減を求める意見 | 1 | 1.0% |
| 市民協働の必要性 | 1 | 1.0% |
| 事業者への意見 | 1 | 1.0% |



② 主な意見の具体的な内容

ア 不法投棄・違反ごみへの懸念

| 内 容 | 自治体名 |
|-------------------|-------------------------------------|
| 不法投棄が増えるのではないか | 旭川市、高松市、府中市、茅ヶ崎市、和泉市、須坂市 中野市、塩尻市ほか、 |
| 不法投棄や野焼きが増える | 鳥取市、長岡市、須坂市 |
| マナー違反ごみへの対策を講ずるべき | 八戸市、金沢市、長岡市、小諸市 |
| ステーションへの違法ごみが増える | 旭川市、高松市 |

イ 有料化への反対意見

| 内 容 | 自治体名 |
|-----------------------|-------------|
| 有料化の前にごみ減量・資源化に取り組むべき | 金沢市、長岡市、岡谷市 |
| ごみの減量が進んでいる中での有料化の実施 | 三鷹市 |
| 手数料額が高額すぎる | A市 |
| ごみ処理費用は税金で負担すべき | 上田市、B市 |

ウ 経済的負担への不満

| 内 容 | 自治体名 |
|---------------|-------------|
| 増税ではないか | 八戸市 |
| 手数料が高い・安くするべき | 中野市、岡谷市 他1市 |
| 家計の負担になる | 高松市 他1市 |

エ 減免措置に関する意見

| 内 容 | 自治体名 |
|-------------|-------------|
| 低所得者への減免措置 | 旭川市、金沢市、小諸市 |
| 紙おむつ使用者への配慮 | 鳥取市、上越市 |

オ 制度内容に関する質問

| 内 容 | 自治体名 |
|----------------------|---------|
| 手数料収入の使い道、有料化の目的・効果等 | 旭川市 |
| 用途を公表してほしい | 金沢市、岡谷市 |

カ 指定ごみ袋に関する意見・要望

| 内 容 | 自治体名 |
|-----------------------------------|-------------|
| 指定ごみ袋のサイズ・仕様に関する要望（サイズを増やす、破れやすい） | 旭川市、長岡市、須坂市 |
| ごみステーション管理者には指定袋を支給してほしい | 長岡市 |
| ボランティアで拾ったごみも指定袋を買って処理するのか | 八戸市 |

キ 有料化への賛成意見

| 内 容 | 自治体名 |
|---|------|
| 一世帯一月当たりの廃棄物処理手数料の負担については最低限の10%の負担を希望する意見が多数 | 上越市 |
| 適正負担という趣旨には賛同 | C市 |

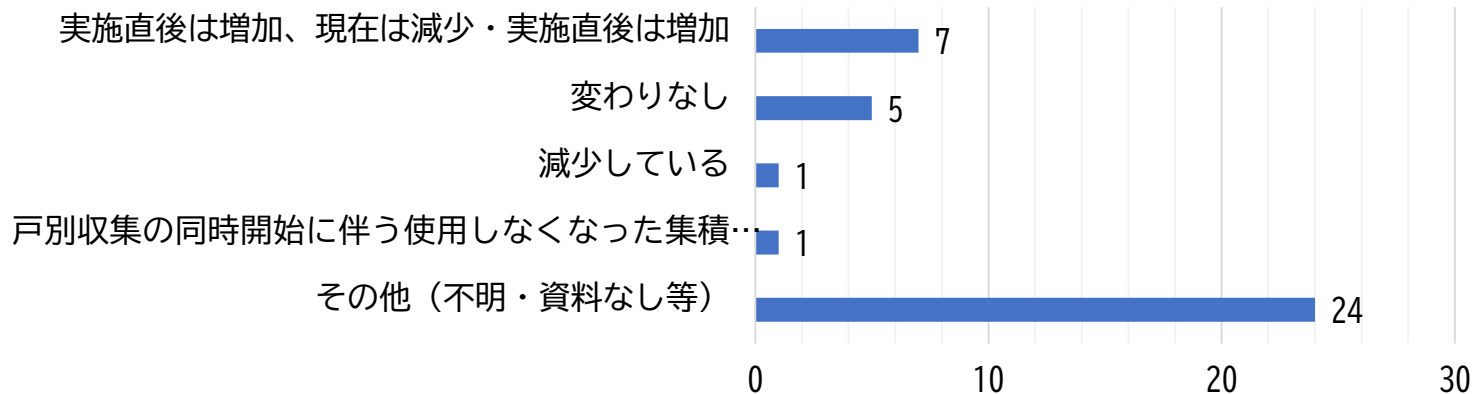
1 ごみステーション等への不適正排出の状況及び不法投棄

【ごみステーション等への不適正排出・不法投棄調査結果】

- 有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。
- 不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17市）となっている。

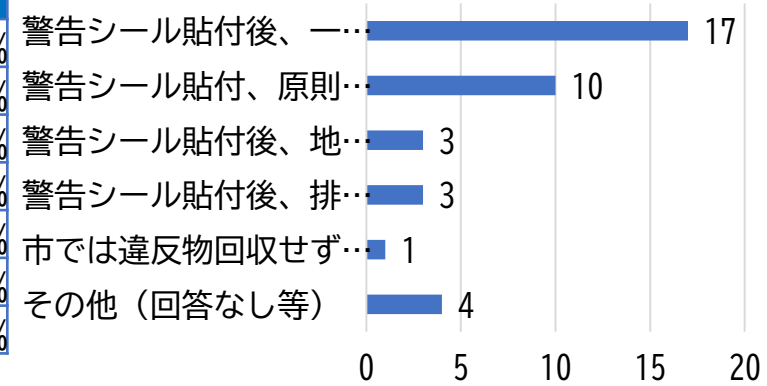
① 有料化実施前後の不適正排出・不法投棄の頻度（対象：38市 記述式）

| 回答内容 | 回答数 | 割合 |
|------------------------------|-----|-------|
| 実施直後は増加、現在は減少・実施直後は増加 | 7 | 18.4% |
| 変わりなし | 5 | 13.2% |
| 減少している | 1 | 2.6% |
| 戸別収集の同時開始に伴う使用しなくなった集積所へ不法投棄 | 1 | 2.6% |
| その他（不明・資料なし等） | 24 | 63.2% |



② 不適正排出への対応方法の分類

| 対応方法 | 回答数 | 割合 |
|----------------------|-----|-------|
| 警告シール貼付後、一定期間残置→市で回収 | 17 | 44.7% |
| 警告シール貼付、原則回収しない | 10 | 26.3% |
| 警告シール貼付後、地区・町会で対応 | 3 | 7.9% |
| 警告シール貼付後、排出者特定し戸別指導 | 3 | 7.9% |
| 市では違反物回収せず町会・管理者に委ねる | 1 | 2.6% |
| その他（回答なし等） | 4 | 10.5% |
| 合 計 | 38 | 100% |



③ ごみステーションの不適正排出の発生件数（データ把握自治体2市）

| | 有料化前 | 実施年度 | 2年後 | 3年後 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 金沢市 | 17,807件 | 21,277件 | 42,268件 | 35,035件 |
| 長野市 | 589件 | 1,217件 | 773件 | 724件 |

④ 不法投棄の発生件数（データ把握自治体6市）

| | 有料化前 | 実施年度 | 2年後 | 3年後 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 八王子市 | 4,577件 | 3,619件 | 3,982件 | 3,060件 |
| 金沢市 | 541件 | 431件 | 407件 | 303件 |
| 佐世保市 | 228件 | 374件 | 746件 | 634件 |
| 府中市 | 115件 | 247件 | 249件 | 120件 |
| 長野市 | 1,495件 | 2,166件 | 2,778件 | 1,160件 |
| 岡谷市 | 6件 | 6件 | 8件 | 7件 |

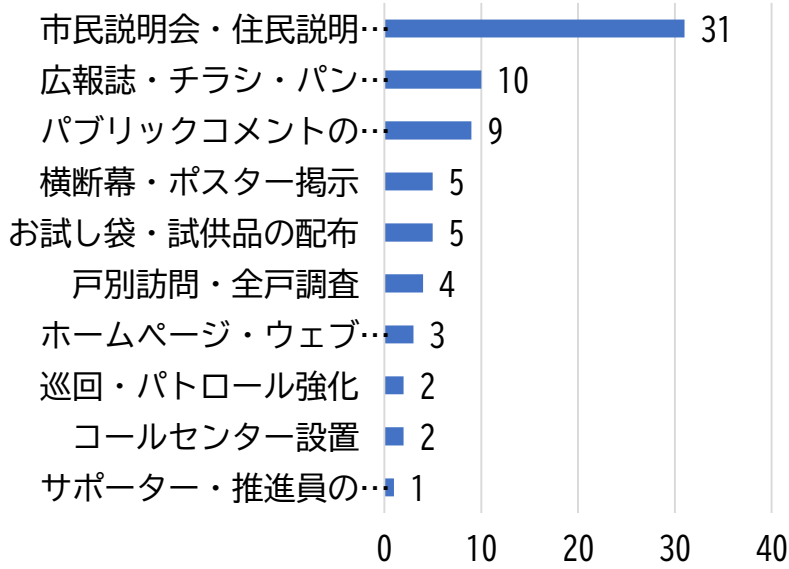
1 市民への周知啓発の手法

【周知啓発の手法の調査結果】

- 約82%の自治体が市民説明会を実施。12自治体が100回以上説明会を実施。
- 説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向
- 特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。
- 集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。
- コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。

① 取組内容

| 取組内容 | 回答数 | 割合 |
|--------------------|-----|-------|
| 市民説明会・住民説明会の開催 | 31 | 81.6% |
| 広報誌・チラシ・パンフレット等の配布 | 10 | 26.3% |
| パブリックコメントの実施 | 9 | 23.7% |
| お試し袋・試供品の配布 | 5 | 13.2% |
| 横断幕・ポスター掲示 | 5 | 13.2% |
| 戸別訪問・全戸調査 | 4 | 10.5% |
| ホームページ・ウェブサイト掲載 | 3 | 7.9% |
| コールセンター設置 | 2 | 5.3% |
| 巡回・パトロール強化 | 2 | 5.3% |
| サポーター・推進員の設置 | 1 | 2.6% |

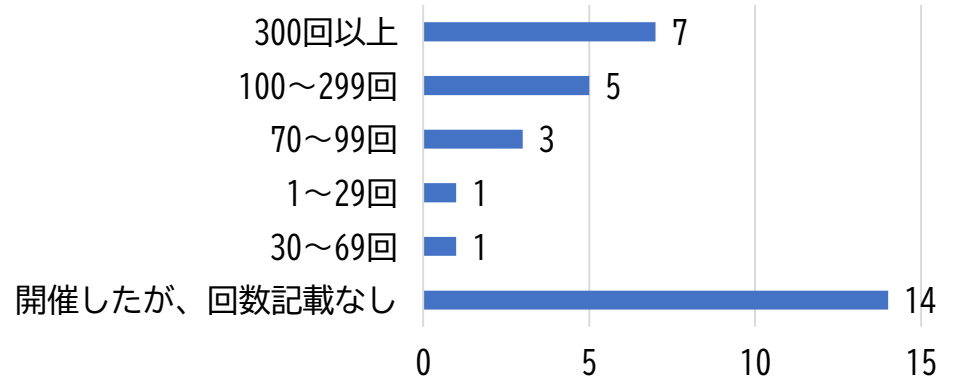


※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

② 主な取組内容の詳細

ア 市民説明会の開催回数（対象：開催ありの自治体31市）

| 開催回数 | 回答数 |
|--------------|-----|
| 300回以上 | 7 |
| 100～299回 | 5 |
| 70～99回 | 3 |
| 30～69回 | 1 |
| 1～29回 | 1 |
| 開催したが、回数記載なし | 14 |



イ 広報・周知手段の詳細

| 手段 | 主な内容 |
|----------|--------------------------|
| 全戸配布 | チラシ、パンフレット、ごみ情報誌、収集カレンダー |
| 広報誌掲載 | 市の広報紙、特集号の発行 |
| 新聞広告・折込 | 新聞広告、新聞折込チラシ |
| 横断幕・懸垂幕 | 駅ビル、JR駅構内、公共施設 |
| マスメディア活用 | |

ウ その他特徴的な取組

| 取組内容 | 具体的内容 |
|-------------|--------------------------------|
| 集合住宅・学生向け対応 | 八王子市（専用チラシ配布）、須坂市（アパート管理会社説明会） |
| 外国人向け対応 | 須坂市（外国人向け説明会） |
| 防鳥ネット作成 | 立川市（5,000個） |
| 公用車ステッカー | 上田市、三鷹市 |
| ティッシュ配り | 府中市 |

エ 広報・周知手段の詳細

| 手 段 | 主 要 内 容 |
|----------|--------------------------|
| 全戸配布 | チラシ、パンフレット、ごみ情報誌、収集カレンダー |
| 広報誌掲載 | 市の広報紙、特集号の発行 |
| 新聞広告・折込 | 新聞広告、新聞折込チラシ |
| 横断幕・懸垂幕 | 駅ビル、JR駅構内、公共施設 |
| マスメディア活用 | |

オ その他特徴的な取組

| 取組内容 | 具体的内容 |
|----------------------------|--------------------------------|
| 集合住宅・学生向け対応 | 八王子市（専用チラシ配布）、須坂市（アパート管理会社説明会） |
| 外国人向け対応 | 須坂市（外国人向け説明会） |
| 祝日収集等サービス向上 | 高松市 |
| ボランティア袋配布（不適正排出に対する負担軽減措置） | 金沢市 |
| 防鳥ネット作成 | 立川市（5,000個） |
| 公用車ステッカー | 上田市、三鷹市 |
| ティッシュ配り | 府中市 |

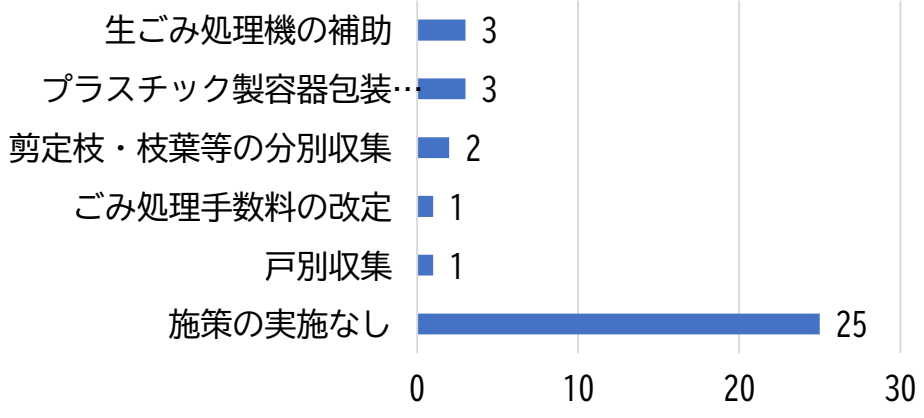
1 有料化と同時に実施した減量化・再資源化施策

【減量化・再資源化施策の調査結果】

- 「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック製容器包装の分別収集」、「剪定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。
- 有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。

① ごみ減量化施策（対象：38市）

| 分類 | 回答数 | 割合(%) |
|------------------|-----|-------|
| 生ごみ処理機の補助 | 3 | 7.9% |
| プラスチック製容器包装の分別収集 | 3 | 7.9% |
| 剪定枝・枝葉等の分別収集 | 2 | 5.3% |
| 施設搬入手数料の改定 | 1 | 2.6% |
| 戸別収集 | 1 | 2.6% |
| ごみ処理手数料の改定 | 1 | 2.6% |
| その他 | 2 | 2.6% |
| 施策の実施なし（不明含む） | 25 | 65.8% |

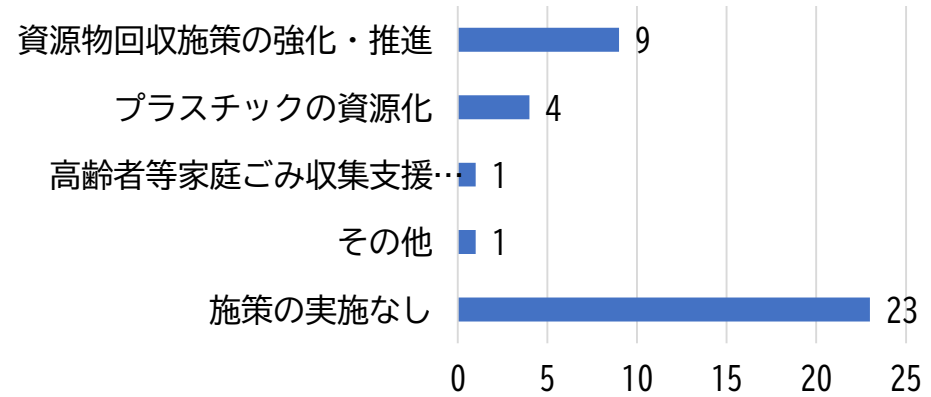


【具体的な内容と選択理由】

| 具体的な内容 | 選択理由 |
|----------------------------------|-------------------------------|
| ◆ 有料化と同時に「剪定枝」・「布類」・「廃食用油」の分別を開始 | 資源物を無料として、分別の徹底・リサイクルの促進を図る。 |
| ◆ 施設搬入手数料の改定を行い、家庭ごみの無料枠を廃止 | 家庭からのごみ排出抑制を促進し、ごみ減量化を徹底するため。 |
| ◆ ごみ処理手数料の改定 | 更なるごみの減量と、受益者負担の適正化を図るため。 |
| ◆ 剪定枝葉等の回収 | 可燃ごみ扱いの「剪定枝葉等」を「資源物」として回収。 |

② 再資源化施策（対象38市）

| 分類 | 回答数 | 割合(%) |
|----------------|-----|-------|
| 資源物回収施策の強化・推進 | 9 | 25% |
| プラスチックの資源化 | 4 | 11% |
| 高齢者等家庭ごみ収集支援事業 | 1 | 3% |
| その他 | 1 | 3% |
| 施策の実施なし | 23 | 64% |



【具体的な内容と選択理由】

| 具体的な内容 | 選択理由 |
|----------------------------------|-------------------------------|
| ◆ 有料化と同時に「剪定枝」・「布類」・「廃食用油」の分別を開始 | 資源物を無料として、分別の徹底・リサイクルの促進を図る。 |
| ◆ 施設搬入手数料の改定を行い、家庭ごみの無料枠を廃止 | 家庭からのごみ排出抑制を促進し、ごみ減量化を徹底するため。 |
| ◆ 戸別収集、生ごみの減量の促進 | 排出者責任の明確化 |
| ◆ ごみ処理手数料の改定 | 更なるごみの減量と、受益者負担の適正化を図るため。 |
| ◆ 剪定枝葉等の回収 | 可燃ごみ扱いの「剪定枝葉等」を「資源物」として回収。 |
| ◆ 市役所前資源物拠点回収の実施 | ごみの減量・不法投棄対策のため |

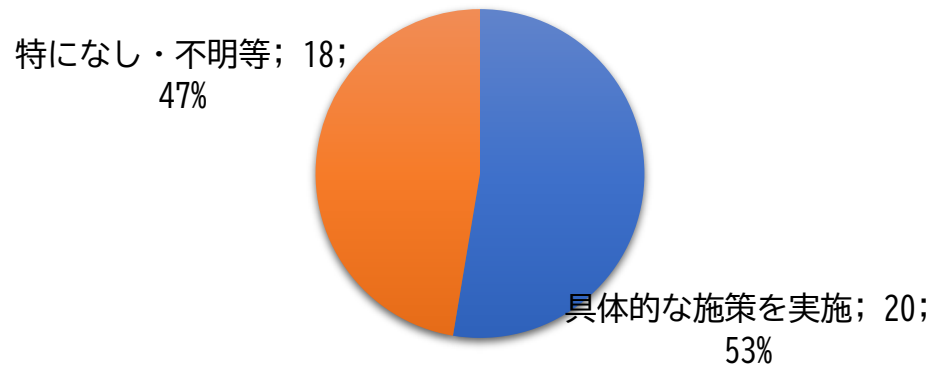
1 有料化と同時に実施した不法投棄対策

【不法投棄施策の調査結果】

- 不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。
- 有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。
- 主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。

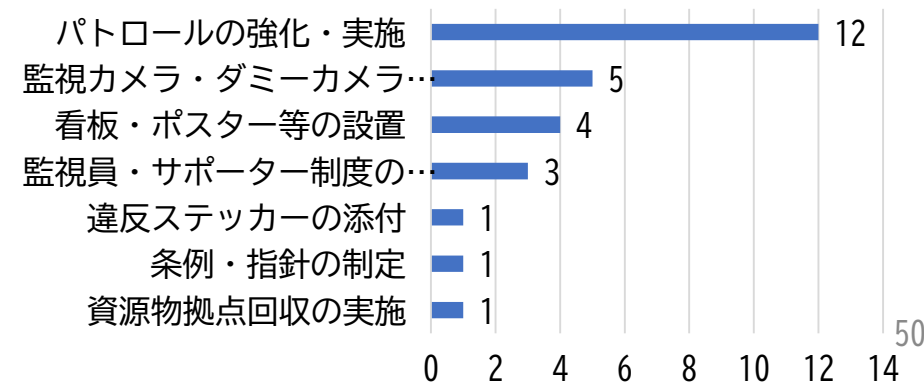
① 不法投棄施策の実施状況（対象38市）

| 施策の有無 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 具体的な施策を実施 | 20 | 52.6% |
| 特になし・不明等 | 18 | 47.4% |



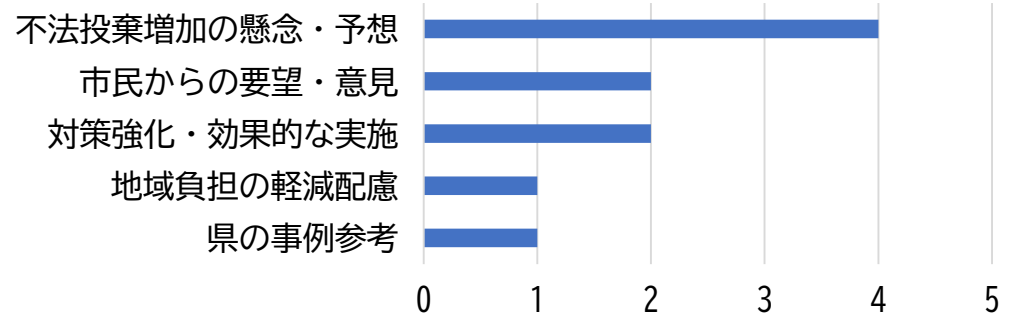
② 不法投棄施策の内容（対象20市 複数回答）

| 施策内容 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| パトロールの強化・実施 | 12 | 60.0% |
| 監視カメラ・ダミーカメラの設置 | 5 | 25.0% |
| 看板・ポスター等の設置 | 4 | 20.0% |
| 監視員・サポーター制度の設置 | 3 | 15.0% |
| 違反ステッカーの添付 | 1 | 5.0% |
| 条例・指針の制定 | 1 | 5.0% |
| 資源物拠点回収の実施 | 1 | 5.0% |



③ 施策の選択理由（対象10市）

| 理由の分類 | 回答数 |
|--------------|-----|
| 不法投棄増加の懸念・予想 | 4 |
| 市民からの要望・意見 | 2 |
| 対策強化・効果的な実施 | 2 |
| 地域負担の軽減配慮 | 1 |
| 県の事例参考 | 1 |



④ 施策と理由の組み合わせの具体例

| 自治体 | 実施施策 | 選択理由 |
|-------------------------|---|--|
| ■不法投棄増加の懸念 | | |
| 立川市 | パトロール強化、看板設置、市報啓発 | 有料化決定から始まるまでに不法投棄が予想されたため |
| 長野市 | パトロール及び回収業務強化（特別チーム編成） | 有料化に伴う不法投棄の増加が懸念されたため |
| ■市民要望への対応 | | |
| 府中市 | 行政と地域組織連携によるパトロール強化 | 市民からの要望に応えるため |
| 須坂市 | 資源物拠点回収、パトロール強化 | 市民から不法投棄、野外焼却増加の意見多数、パトロール要望 |
| ■対策強化・効果的な実施（2市） | | |
| 茅ヶ崎市 | 周知看板設置、開封調査、行政指導指針策定、ダミーカメラ購入 | 未然防止策と抑止策を合わせた実施が効果的。ダミーカメラは啓発看板より不適正排出是正効果が高い |
| ■その他 | | |
| 金沢市 | 各校下・地区にごみステーション管理サポーターの設置、不適正排出・不法投棄がないかごみステーションの巡回 | 町会の負担軽減のため |

以下の資料はリンク先をご覧ください。

○制度内容検討資料3 一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月改訂）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/psR403.pdf

○制度内容検討資料4 令和8年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/124225.pdf>